

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

平成23年3月15日（火曜日）

予算・決算委員会

平成23年3月15日（火曜日） 午前9時 開会

本日の委員会に付した事件

- | | |
|-----------------|------------|
| 1 第18号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 2 第19号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 3 第20号議案～第50号議案 | 「質疑・討論・採決」 |
| 4 第56号議案 | 「質疑・討論・採決」 |

出席委員（16名）

委員長 鈴木司郎	副委員長 滝川健司					
委員 下江洋行	前崎みち子	横山行敬	山田たつや	中西宏彰	鈴木眞澄	
	鈴木達雄	長田共永	加藤芳夫	中根正光	丸山隆弘	森 孝
	菊地勝昭	夏目勝吾				
議長 荒川修吉						

欠席委員 なし

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長及び副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 竹内啓人 議事調査課長 西尾泰昭 書記 山本浩志 伊藤千加

開会 午前9時00分

○鈴木司郎委員長 ただいまから予算・決算委員会を開会します。

本日は、3月10日の本会議において、本委員会に付託されました第18号議案 平成23年度新城市一般会計予算から、第50号議案 平成23年度新城市工業用水道事業会計予算まで、第56号議案 平成23年度新城市一般会計補正予算（第1号）の34議案を審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、お手元に配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

質疑者、答弁者とも予算審査の趣旨に沿って、簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、2問目以降の質疑は、答弁に疑義のある場合、質疑を行うものとし、新規の質疑は行わないようお願いいたします。

第18号議案 平成23年度新城市一般会計予算を議題とします。

これより、歳入1款市税の質疑に入ります。
最初の質疑者、横山行敬委員。

○横山行敬委員 それでは、歳入1款5項1目入湯税、ページで言いますと14ページになりますが、質疑をさせていただきます。

前年度2,384万9千円に比べまして、2,172万2千円と減額されていますが、その理由をお尋ねします。

○鈴木司郎委員長 太田税務課長。

○太田勝博税務課長 入湯税の税収見込みでございますが、ご指摘のように、前年度に比べ税額で212万7千円の減を見込んでおります。この理由としましては、近年の入湯客の減少がございます。これにより、税収は年々減少傾向を示しておりますことから、今回の予算額を計上いたしましたところでございます。

○鈴木司郎委員長 横山委員。

○横山行敬委員 なかなか厳しい状況にあるというのは地元の方からも伺っておるんですが、もうすぐ鳳来峡インターチェンジ、新し

く交通の便もよくなったりとかして、ちょっと希望を感じられるような要素もあるかと思うんですけども、その辺を考慮されたのかお尋ねしたいのですが、よろしくお願ひします。

○鈴木司郎委員長 太田税務課長。

○太田勝博税務課長 この税収の見込みを行う過程では、今後の観光客の増加、ひいては入湯税の増加の要因というものを検討しております。その中で大きな要因、今、鳳来峡インターとおっしゃったかと思いますが、私ども、三遠南信自動車道とそのインターチェンジの開設、これが大きな要因かなととらえたところでございますが、いまだ具体的な開通の時期、詳細等が不明であるということから、今回の見込みの中には含めてございません。

ただ、今後は期待と申しますか、供用開始後に観光客が増加して、それと同時に観光施策がいろんなことで展開されることによって、この入湯税の増加につながればということで期待をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○鈴木司郎委員長 横山行敬委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 横山委員の質疑で理解できましたので、取り下げます。

○鈴木司郎委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

質疑なしと認めます。

歳入1款市税の質疑を終了します。

歳入13款使用料及び手数料の質疑に入ります。

質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 衛生使用料、助産所利用者使用料、21ページに入ります。

この使用料について、どのような内容で積

算された予算となっておりますでしょうか。

○鈴木司郎委員長 小澤へき地医療支援室長。

○小澤康史へき地医療支援室長 使用料353万5千円の内訳ですけれども、妊婦健診料として30人の7回分93万円、乳房管理料、乳房ケアですけれども、70人分の20万5千円、産じょく療養料として入所15人の3日分、通所100人分の合わせて210万円、産じょく及び新生児訪問料として15人の2日分30万円、これらを合わせて積算したものであります。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 資料をいただいた中で、もうちょっとお聞きしたいんですけれども、この備考欄のところにあります初診30名等々7回、今お答えいただいたわけですが、これについて具体的にどういう形で理解したらいいのか、もうちょっと踏み込んだ説明をいただきたいということと、この資料に基づいて言うんですけれども、分娩介助料というのが付随して予算計上されております。これについて、民生費の雑入のほうにも分娩介助料というのが載っているんですけど、この辺の予算との関係、それから、出産するに当たっての出産育児一時金、それとの関係、できたら教えていただきたい。

○鈴木司郎委員長 小澤へき地医療支援室長。

○小澤康史へき地医療支援室長 まず、30人の積算の根拠ですけれども、北部医療圏で出生された方、北設を含めて保健センターに協力をお願いしたわけですが、医療圏内で出生された中で、経産婦で正常分娩であった方、これらを新城市25人から30人、北設のほうにおきましては5人前後ということで、合わせて30人の設定をしております。

それから、介護分娩料につきましては、聖隷三方原病院で助産師が助産の介助をするわけですが、正常分娩に係ります、それに対する助産師の介護料等の費用として組んであるものでございます。

出産一時金につきましても、3万円につい

ては分娩の費用の中に含めて、トータルで約50万円近い金額がかかるわけですが、その中に42万円は同じように、県外であろうとも同じような扱いということで行っております。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 大体理解できました。

全体的に、今後開設に向かって、今やらなければならないことというのは当然あるわけでありまして、今というか新年度以降、特に北設地域も含めての30人という一つの基準、こういう対象の方がお見えになるという目測でやられていると思うんですけれども、もちろん当然増える可能性もありますし、市としてどれだけ北設地域と連携して呼びかけを行って、少しでも利用していただくという、そんな行動が取られるかと思いますが、どんな行動を取られますか。

○鈴木司郎委員長 小澤へき地医療支援室長。

○小澤康史へき地医療支援室長 まず、周知活動ということですが、既に昨年10月、11月ごろからですけれども、地域のボランティアの団体の方、子育てサークルの方、市の保健センターや町村の保健センター等で説明を行っております。当然、北設楽郡の町村においても関係者の方々に説明を行っておりますので、今後におきましても、引き続き6月オープンまでにやること、6月オープン後にやることということで、いろいろな検討を重ねながら前に進んでいきたいと思っております。

○鈴木司郎委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

(発言する者なし)

質疑なしと認めます。

歳入13款使用料及び手数料の質疑を終了します。

歳入19款繰越金の質疑に入ります。

質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 平成22年度末の繰越金、2億円とされています。どのように見込まれて計上されているのかお伺いします。

○鈴木司郎委員長 老平財政課長。

○老平千昌財政課長 繰越金でございますけれども、決算上剰余金が生じたときに、翌年度の歳入に編入するものでございます。

ご承知のとおり、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額でございますけれども、この中には翌年度へ繰り越す事業の繰越財源も含まれておるところでございます。

当初予算編成時におきましては、毎年でございますけれども、繰越金の計上額を検討するところでございます。ただ、翌年度の予算を組むのが当年度の歳入歳出予算執行中に組むという事情もございまして、実務上なかなか難しい問題でございます。

年度によって事情も大分異なりますし、繰越金の積算ということも特にはできませんので、大変恐縮でございますが、22年度当初予算と同額を計上させていただいたところでございます。よろしくお願ひいたします。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 3月末の時点における見込み、実質の見込みというものを当然把握されておると思うんですけども、大体で結構ですが、どのぐらいでしょうか。

○鈴木司郎委員長 老平財政課長。

○老平千昌財政課長 実務上でございますけれども、3月末までには大体固まると思えますけれども、一部、医療費等につきましては4月に入ってから国保連等から請求が来るということもございまして、なかなか現時点でどのぐらいということは見込みとして難しい問題でございます。大変恐縮でございますが、よろしくお願ひいたします。

○鈴木司郎委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

(発言する者なし)

質疑なしと認めます。

歳入19款繰越金の質疑を終了します。

歳出2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、横山行敬委員。

○横山行敬委員 それでは、歳出2款1項11目地域振興費、市民活動サポート事業、ページは69ページになりますが、前年度に比べて4倍程度の高い予算措置がされた理由をお尋ねします。

○鈴木司郎委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 平成22年度の予算は、国の緊急雇用創出事業基金を活用いたしまして、市民活動サポートセンターへ常駐員を配置させていただいております。この事業は単年度補助のため、平成23年度は市の単独事業といたしまして、サポートセンターへ夕方から夜間と土曜日を目標に管理していただくような管理委託料を計上した関係で、その分増額となっております。

○鈴木司郎委員長 横山委員。

○横山行敬委員 ちょっと詳細を聞いてしまうような形になるかと思うんですけど、サポートセンターについては、情報の開示とかいろいろと言われてはいますが、具体的にどういった業務内容なのか改めて確認させていただきたいと思うのですが。

○鈴木司郎委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 今の予定でございますが、平日は5時から9時半までと、土曜日10時から6時半までの管理を予定させていただいております。

それから、ホームページを維持管理していただくということと、活動している団体等の調査業務等もお願いしていきたいと考えております。

○鈴木司郎委員長 横山委員。

○横山行敬委員 方向性というところになるかと思うんですけども、そういった活動を通

して、今後、市民活動のデータを集めて、現に今、実際に市民活動の団体については、当初の企画の約束の中で公開を基本的に行っていないとか、そこに行って、手元で資料を見てというところで周知すると思うんですけども、その点について何か検討してみえたりするのでしょうか。

○鈴木司郎委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 活動団体につきましては、先回利用がありましたときにお答えしたように、今はサポートセンターと企画課にございますという返事をさせていただきました。

その後すぐに、総合支所のほうにもその写しのほうを配付いたしまして、そこでも見られるようにさせていただきました。

以前行いましたアンケートの結果で、ホームページ等に載せるという項目を載せておりませんでしたので、その中にも公表はやめてほしいというようなこともございましたので、現在はホームページ等に載せておりませんが、将来的にはそういったこともできるように調査等も行っていきたいと思っております。

○鈴木司郎委員長 横山委員。

○横山行敬委員 「調査をされる」と言いましたが、今回の調査の中には、そういった意思確認といった意味合いでの調査は含まれているのでしょうか。

○鈴木司郎委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 詳細については、まだ検討しておりませんが、今後そういうことも検討していきたいと考えております。

○鈴木司郎委員長 横山行敬委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 歳出2款4項3目、愛知県議会議員一般選挙のポスター掲示場設置委託料、79ページですけれども、一点お聞きします。

掲示場所の見直しを検討されたのかお聞きします。

○鈴木司郎委員長 斎藤行政課長。

○斎藤徳之行政課長 それでは、掲示場所の見直しを検討されたかということでございますが、今回の愛知県議会議員一般選挙におけますポスター掲示場につきましては、前回の愛知県知事選挙、これと期間が近いことから、経費節減の観点により、知事選挙で使用したポスター掲示場を撤去せずに、4月10日が議会議員の一般選挙でありまして、皆さん投票に出かけましようというような資料が貼つてあると思いますが、これで啓発をしております。4月1日には、そのままポスター掲示場として利用することになっております。

したがいまして、今回の設置場所の見直しについて検討、見直しは考えておりません。ただし、次回の選挙、この際には地元の意向等も考慮した中で、適切な設置場所について再検討したいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○鈴木司郎委員長 鈴木眞澄委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、下江洋行委員。

○下江洋行委員 歳出2款1項1目一般管理費、個人情報保護制度推進事業、個人情報保護審査会の主たる目的、開催の状況、審査会委員の人数等の構成についてお伺ひします。

○鈴木司郎委員長 斎藤行政課長。

○斎藤徳之行政課長 それでは、お答えいたします。

個人情報保護審査会の主たる目的でございます。これは実施機関、市長部局、あるいは議会事務局、教育委員会等々がございます。選挙管理委員会、農業委員会も入りますけれども、個人情報に係る開示請求に対しまして、請求者へ開示決定等をしたもの、あるいは、その実施機関が保有している個人情報に対して訂正の請求があった場合の訂正決定など、また、当該保有個人情報、例えば規定に違反して取得されたとか、あるいは取り扱われているというような理由等によって利用の停

止、消去、または提供の停止等に対する決定等に対して、請求者から行政不服審査法に基づく不服申立てがあった場合、その決定が適切かどうかを審査することが目的でございます。

したがって、不服申立てがなければ審査会を開くことはありませんので、開催の状況としては、今のところ開催実績はありません。

なお、審査会委員の人数でございますが、条例は5名以内となっております。本市は5人で構成しております。メンバーの内訳としては、有識者2名、1名は弁護士、もう1名は大学教授にお願いしております。あとの3名ですが、住民代表として新城、鳳来、作手の各地区から1名ずつお願いしているところでございます。

以上でございます。

○鈴木司郎委員長 下江委員。

○下江洋行委員 個人情報保護審査会の会議は非公開ということなのかと思うんですが、これは議事録についても基本的に非公開ということでございますでしょうか。

○鈴木司郎委員長 斎藤行政課長。

○斎藤徳之行政課長 そのとおりでございます。

○鈴木司郎委員長 下江洋行委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 55ページ、男女共同参画施策推進事業、(3)女性の人材育成事業についてお尋ねします。どのような人材を育成しようとしているのかお尋ねします。

○鈴木司郎委員長 夏目秘書広報課長。

○夏目保夫秘書広報課長 それでは、お答えいたします。

男女共同参画社会の実現は、女性にとりましても、男性にとりましても生きやすい社会をつくることです。そのためには、家庭、地域、職場、市の政策、方針決定する審議会等、さまざまな場へ女性も男性も参画が促進され

ることが重要でございます。

市といたしましては、とりわけ市の政策、方針決定する審議会等へ女性も男性も参画が促進され、男女の意見をバランスよく反映されることが重要と考えております。

また、地域で活躍できる女性リーダーも必要と考えておるところでございます。

今後、市民自治が進むにつれまして、地域で考え、実行する事業も多くなってまいります。よりよい地域にするためにも、男女の意見が反映されることが重要だと考えております。

以上のことから、講座の開催や県が行う男女共同参画人材育成支援セミナー等に市民を派遣いたしまして、市政や地域の決定の場に参画できる人材を育成してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 社会のこういった流れの中で、推進事業がかなり前から、この事業そのものも行われておるわけでありまして、なかなか一向に飛躍していかないというのが一点あります。

それは市役所内の女性の進出の関係、社会参加、人材育成という問題で市の女性職員の活躍推進、これにも当然充てていってもいいんじゃないかと思いますが、現状、この推進事業を行うに当たりまして、女性職員のかかわり、その辺についての計画はございますか。

○鈴木司郎委員長 夏目秘書広報課長。

○夏目保夫秘書広報課長 私ども、市の独自で活動として行っております県の支援人材育成セミナー等もございましたり、市の独自の活動といたしまして講座等があるわけですが、これは平成18年度から毎年開催されておりますそういった講座等にも、市の職員も人事課の研修という一環の中で、できる限り参加して啓蒙しているというところでございます。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 全国の市を見ますと、女性

の人材育成事業に対してのとらえ方というのは、かなり進んでいる市町村がございます。

新城市の場合は、合併以後5年がたちました。同時に人材育成に関する計画もございまして、それに伴ってきちんと女性の人材育成事業としての、市の職員としての位置付けを明確にもっとしていったほうがいいんじゃないかと。役所の方がやはり基本になるものですから、地域のリーダーとして、新城市のリーダーとしても引っぱっていただく、女性住民の皆さん方を引っぱっていただけるような、そんな人材育成事業にさせていただけたらと思っております、ぜひとも来年度の中へ女性職員の参加、これをやっぱり試みていただきたいと思うのですが、それについてお考えをもう一回示していただければ。

○鈴木司郎委員長 夏目秘書広報課長。

○夏目保夫秘書広報課長 現在、市の公的な委員会、審議会等への女性の登用率というのは、県内に36の市がございますが、17番目に位置してございます。しかし、内容を見ますと、地域の中でスポーツ活動や文化事業、そういったところで比較的女性の活動というのが非常に高いウェートを占めてございます。

そういった中で、市の職員も当然地域に帰れば、地域のそういった活動のスタッフの中に一員として頑張っておられるかと思っております。

また、今、ご意見をいただいた件も人事と相談しながら検討してまいりたいというふうに思っております。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 次へ移ります。

庁舎等建設基金積立事業、55ページに入ります。

庁舎等建設基金の積立事業として、市から示されております庁舎の建設に関する検討報告書の中には、ほとんどこのタイプの中での3億円積立というのが明示されております。この3億円積立を目標にされているわけであ

りますけれども、にもかかわらず、新年度の当初予算においては1億648万円という予算計上になっておりますが、その理由についてお尋ねします。

○鈴木司郎委員長 森田契約検査室長。

○森田義美契約検査室長 平成22年9月の検討報告書では、公表した3案にそれぞれ財政シミュレーションを行いまして、平成27年度までの基金総額を約23億円としております。

基金積立につきましては、毎年度の歳入見通し等から、他の主要事業や市民サービスへの影響等を勘案いたしまして、庁舎建設基金のために年間振り向けられる額を3億円程度までといたしまして、合併特例債で後年度負担を軽減させることを合わせた財政見通しを立て、行っているものでございます。

23年度当初予算には原資積立分といたしまして1億円を計上いたしておりますが、これは予算編成におきまして、過度の市民サービスへの影響に配慮いたしまして、財政的に許される限度内での予算措置を講じたものでございまして、3億円の目標を1億円としたものではなく、確かな財源見通しができた段階では、積み増しをお願いしていきたいと考えております。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 他のサービスへの影響を考えてということも先ほど申されました。

あくまでも、これは建設目的基金になるものですから、明らかにわかっているものです。計画に準じて行っていくという市長マニフェストもございます。そういう立場からすると、これは当初予算から3億円を計上すべきだと思うんです、逆に。補正でまた約2億円を補正するとなると、2億円の事業が市民の皆さんの生活に影響すると、こういうことです。切り詰めて、切り詰めて、また2億円を計上していくという、そんな経過になると思うんですが、そうすると、先ほど説明いただいた他のサービスへの影響というのは、逆ではな

いかと考えるんですが、いかがでしょうか。

○鈴木司郎委員長 森田契約検査室長。

○森田義美契約検査室長 先ほど、確かな財源見通しを立てた段階というようにお話をさせていただきましたが、当然この財源といたしましては、繰越金等の状況を見て積み立てていきたいと思っておりますが、その額につきましては、財政当局との協議といたしまして補正等でまたお願いをしていきたいと考えております。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 この問題については、本当にまじめに考えていただきたいという気持ちがあるんです。市長マニフェストももちろんそうですけれども、世論的に庁舎建設に向かっていくという方向は明らかになっているんですから、場所はともかく、そうなっている中での予算の組み立て、確かに財源確保というのは一番大事であります。その辺について明確に、当初予算でこれだけやりますという形的意思表示をしないといけないと思っています。

今回の予算というのは、市民に対する冒瀆ではないけれども、本当にごまかしたいなものに感じます。この辺について十分に反省していただいて、来年度の予算執行に当たって、議会に対しても示していただきたいという思いがあります。

次に入ります。

61ページの人事管理費の自治人事制度の構築事業について入ります。

人事考課制度構築業務委託料として505万7千円計上されております。どのような人事考課制度を構築されようとしているのかお伺いします。

○鈴木司郎委員長 山崎総合政策部参事。

○山崎敏勝総合政策部参事 新城市では、医療職や行政職給料表（二）の適用を受ける職員を除きまして、全職員に対して人事考課を行い、その結果については勤勉手当に反映し

ているところがございますが、その活用につきましては限定的なものとなっております。

また現在、人事・給与制度について検討していただいております自治人事制度検討委員会におきましても、これまでの議論の中で「人事考課の結果の活用が不十分である」との声が出ております。

こうしたことから、職員の育成に主眼を置きつつも、これまでの目標管理型の人事考課制度から、職員の意欲や能力、実績が適切に反映される新たな人事考課制度を構築し、昇給、昇任に反映させることを目指すものであります。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 人事考課について、制度そのものについて、民間企業にも今までにいろいろな機会があつてお聞きした経緯がありました。

人事考課そのものについて、大企業は別として、中小企業のコメント等々をお聞きしてみると、人事考課というのは逆効果になっているという現状があるんです。従業員、経営者が主観的な評価という形になるわけです。従業員に対しての主観的な評価によって、この従業員の母体そのものが、逆に生産工程なんかでも後退してしまうというような結果もやはり見受けられます。

役所においては、公務員というのはやはり地方公務員法にのっとり、全体の奉仕者として働くという基本がまずあります。その基本にのっとりやるべきことをやれば、人事制度における人事考課というものも要らないんじゃないかという逆の発想もあると思うんです。

新城市の場合、民間との比較の中で人事考課構築をやっというふうなものがどうしても見受けられるものですから、その辺で特に人事考課制度を行うに当たって、今回は委託費として500万円を計上してしまう、委託すること自体がやる気があるのか、ない

のかという、その辺の疑問が根本的にあるわけであり、根本的に委託に投げかける自体がいかげんなものかと、こう思うのですが、来年度の進め方も含めて再度お聞きしたい。

○鈴木司郎委員長 山崎総合政策部参事。

○山崎敏勝総合政策部参事 民間企業におきまして、いわゆる人事考課制度が前の制度から見直しがされておるといことは承知しております。これにつきましては、主に企業におきまして、それまでの人材育成を基本としたものから、いわゆる成果主義を通り越して、結果主義に強く行ったということが見直しの、これは経済が厳しくなってきたことから、そうした成果主義になっていったということだと思っておりますが、そうしたものを最近見直して、職員の育成等に主観を置きつつ、職員が意欲を持って働ける制度にしていくというような見直しをされているといことは私もいろいろなもので見たりはしております。

500万円の委託費で委託することですが、業者に委託はするわけですが、職員もそれにかかわって一緒に制度を構築して、新都市にふさわしいものをつくっていかうというふうに考えておりますので、一概に委託だけがどうかうということではないというふうに考えております。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 山崎参事は信頼をしております。信頼をしている中で、どんどん本筋に基づいて、来年度、研究していただきたいと思っております。

次の問題に入ります。

61ページ、普通財産管理事業について、この管理対象となる予定地の箇所、また新年度の売却予定についてお尋ねします。

○鈴木司郎委員長 老平財政課長。

○老平千昌財政課長 普通財産でございますけれども、普通財産はご承知のとおり、各課が直接行政サービスに使う土地以外の土地を財政課で管理しているところでございます。

内訳といたしましては、保安林などの山林、廃園、廃校になった学校用地、旧保育園用地もございますが、地区で管理している土地で名義が新都市等になっているものも、一応普通財産という区分けの中で管理をしているものでございます。中には道路の残地等もあまして、全部で約950筆でございますけれども、そのぐらゐを管理しているところでございます。

新年度の売却予定でございますけれども、旧海老保育園と作手田原の旧開成保育園が整理でき次第、処分をしていきたいというふうに思っております。その整理というのは、境界確定や上物整理などでございますけれども、そういったいろいろな売却条件が整った段階で処分をしまゐりたいというふうに思っております。

ほかの物件につきましても、まだまだ廃校等がございますので、順次整理をして、売却先に迷惑がかからない段階になったときに処分をしまゐりたいというふうに思っております。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 今、たまたま海老保育園、開成保育園のことが出ましたけれども、例えば海老保育園、開成保育園を売却する場合の方法、公募にかけたりとか、その前に地元が第一になると思っておりますので、地域とのかかわりというのが今までの長い歴史の中であったものですから、まず地元を最優先した中での公募というふうに流れていくのかと想像しますが、それについてはいかがでしょうか。

○鈴木司郎委員長 老平財政課長。

○老平千昌財政課長 委員ご指摘のとおり、学校や保育園の立ち上がりにはいろいろな経緯がございます。地元の皆様方が本当に親身になって、土地を提供していただいたという、そういった例もございます。

そういった経過は非常に大切でございますので、委員おっしゃったように、地元等のい

ろんな事情も当然考慮させていただきます。
その上で、一般の民間に売却するというようなものにつきましては、22年度、本年度でも実施しましたけども、一般公募で売却をするという手続きに入っていくように考えております。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 続きまして、65ページの企画費、広域行政事業に入ります。

新城設楽広域協議会、または東三河広域協議会等、新城及び北設楽地域に係る新年度の取り組みについてお尋ねします。

○鈴木司郎委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 お答えします。

新城設楽広域協議会につきましては、情報誌発行やふるさと会員事業、クイズラリーなどによりまして圏域をPRしたり、直接来訪を目的とした事業をはじめ、奥三河一体で定住対策についても新年度から研究を進めていきたいと考えております。

また、東三河広域協議会では、東三河に係る課題を取り扱っておりますが、新城北設楽地域に係る部分では、奥三河をフィールドにして長期滞在、定住、地域産業支援を目的といたしまして東三河シニアリフレッシュ事業や、東三河全体での情報、電算システムの標準化を目的とした広域情報システム研究会などを主に予定しております。

また、予算計上はございませんが、新城・北設楽地域における行政運営のあり方検討委員会を開催しております、この会につきましては、この会が発案しました愛知県観光交流サミットIN奥三河が実施されることになりましたので、そちらを支援するとともに、事務の共同化等についても検討していく予定でございます。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 特に東三河広域協議会におきましては、リフレッシュ事業も含めていろんな目立った事業が展開されてまいりました。

この中に、東三河地域の拠点都市構想の中での基本計画というものが謳われております。こういう計画をいかに前に進めていくかということも大変大事であります。これについて、新年度に対する取り組み、改めてお尋ねします。

○鈴木司郎委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 拠点都市構想も以前一緒になってつくらせていただいておりますが、これにつきましては、現在、新城市では特にインター周辺についての部分が記載があったかと思えます。そちらについては、新城市の単独事業といたしまして企業用地等の開発等を進めていくということになると思えます。

また、これについては特に本年度、22年度についても拠点都市構想における協議等がございませんでしたので、一度議題に出して確認をさせていただきたいと思えます。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 昨日夜、私は豊根村地区に仕事に出かけてお見えになる新城市民の方と長いこと話す機会がありまして、大変深刻な話を聞きました。特に北設楽地域、本当に10年前、20年前を見ますと、その後10年、20年経過した中の深刻な状態、市長はもちろん、市の職員の皆さんもよくご存じのとおりでございます。本当にただ維持をしている状態。その方も公共事業に携わっている方でありまして、大変深刻な状況を昨日も聞きました。

何としましても、こういう協議会というもの、ソフト事業的に動いているわけでありまして、もっと生かしていただきたいということをお願い添えて、次に入ります。

65ページ、総合計画推進事業、地域自治区調査研究事業についてであります。24年度に自治区設置の予定をされております。地域住民の皆さんは、合併後の速やかな一体性による急激な変化に懸命に対応を、この間してまいりました。これが現実であります。新し

い行政施策を一つ一つ、今、解決していく、これが必要であります。そのための調査研究事業となっていくのでしょうか。

○鈴木司郎委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 地域自治区調査研究事業につきましては、昨年10月に庁内検討委員会がまとめた調査研究報告書をもとに行った昨年のシンポジウムやフォーラム、地域座談会での市民意見等を踏まえまして、現在、再度制度設計を行っているところでございます。

新年度におきましても、そうしたシンポジウム、フォーラムを開催しながら、地域での説明会の開催費用やパンフレットの作成、市民委員会の開催費用を計上しております。

合併後5年が経過いたしまして、さまざまな人的交流や地域情報の共有が行われている一方、真の一体化に向けてはさらなる地域間の交流を通じた、それぞれの地域の特性、地域の将来像、地域のあるべき姿を市民、行政、議会が一体となって考え、認め合っていくことが必要だと認識しております。

地域自治区制度は、行政運営に住民の意向を反映させる仕組みや、行政と住民が協働して地域づくりを担っていく仕組みの導入を目指しておりますが、住民のより身近な地域に予算と権限の一部を移すことで、全市の一体化に向け、行政としての一律、公平、公正の原則を保ちつつ、独自性、自由性、重点化の可能な地域別の横断的な総合性が発揮できる仕組みであると考えております。

そうしたことで、地域自治区を研究しながら一体化をより一層進めてまいりたいと考えております。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 一般質問でもそれぞれの議員の皆さんから質問がありまして、ほぼわかりますけれども、特に鈴木司郎議員さんが一番最初の代表質問の中でおっしゃってありましたように、三段ロケットという表現でありました。三段ロケットを打ち上げるという。

これで本当に地域の自治活動をやってお見えになる市民の皆さんが追い付いていけるのかどうか、しっかりと把握しながら一步一步前進できるのであろうかという不安の声を鈴木司郎議員がおっしゃってありました。

だからこそ私、今回の質疑の中にありますけれども、急激な変化に今まで一生懸命耐えられるところは耐えて、一歩ずつ一体化に向けて協力してきた、これこそが地域自治の活動だと思えます。これをやってきた中での、今度の新しい行政施策については、一歩一歩進めていくという、その一歩一歩解決していくということが大事だと思うのですが、余りにも拙速な状況の中での動き、すべてまとめて解決していこうなんていうのは、どだい無理な話であります。それを改めて、来年度は地域自治区も含めた調査研究というのは、じっくりと進める、研究をしていただきたいという思いであります。改めてお尋ねしますが、一歩ずつ解決していく、一歩ずつ改善していくという姿勢を見せていただきたいと思うのですが。

○鈴木司郎委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 現在、地域座談会等いただきました貴重なご意見を元に、制度を再設計している段階でございます。その設計ができました段階で、地元で一生懸命足を運びまして、皆様方にご理解いただけるようにいろんな会合に出ていって、ご理解を求めていきたいと考えております。よろしくお願います。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 次の67ページ、地域審議会運営事業に入ります。

新年度の半ばによりまして、合併協定の地域審議会という組織が終了予定となるわけがあります。速やかな一体性の確立という目的は、これで達成されるのでしょうか。

○鈴木司郎委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 地域審議会は、合併に

よる地域の拡大によりまして、地域住民の意見が反映されにくくなるという懸念に対処し、細かな行政サービスを展開することを目的としており、合併後の新市まちづくり計画の変更、進捗状況に関する事項に関してのご意見をいただきました。

第一次総合計画策定後には、各地域審議会の代表者が総合計画市民委員として加わり、総合計画の進捗管理についてのご意見をいただいております。

平成23年度につきましては、地域自治区の制度についての諮問を予定しており、各地域自治の実情を踏まえたご意見をいただきたいと考えております。

また、最終年度であることから、各地区の審議委員会の総括としての意見を述べる建議もされることを想定しております。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 地域審議会の委員の皆さんとも、それぞれ議員の皆さんが接触をこの間されておると思いますが、地域審議会そのものの、この間の流れ、ご意見をいろいろとお聞きしますと、速やかな一体性の確立という第一目的が基本にございました。それから、地域審議会の役割というのも今、説明していただきました。お仕事もこの間やってきていただきました。

それはそれとして、やはり合併後の速やかな一体性の確立ということに関して、しっかりと議論されたかという点、非常に私自身は不安に思っております。今後、半年の中で十分に地域審議会の大切さというものを再度確認し合って、次のステップへと進めていただきたいというのが私の思いであります。

次の質問に入ります。69ページ、路線バス運行費、バス運行事業について入ります。

地域公共交通会議がございまして、新年度の取り組みについてはいかがでしょうか。

○鈴木司郎委員長 斎藤行政課長。

○斎藤徳之行政課長 公共交通会議でござい

ますが、先に申し上げておきます。今までの補助事業が新しくなりまして、この公共交通会議、名称を変更ということになるようでございます。というのは、まだ要綱が国から示されておりませんが、情報によりまして、いわゆる看板の架け替えというような形になるかと思っておりますので、初めに申し上げます。

現時点での公共交通会議ということでお答えさせていただきますが、この会議は平成19年12月に発足しまして、今まで新城市地域公共交通総合連携計画、これに基づいた事業を国の補助を受けながら実施してまいりました。

これまでの3年間で、国の地域公共交通活性化・再生総合事業によりまして、料金体系の確立、一乗車200円の均一化などがございます。バスマップの発行、共通回数券の創設、実証運行などを行ってまいりました。この実証運行路線の4路線については、1月19日の公共交通会議で、この4月からの運行継続が了承されたところでございます。

新年度からは、先ほども申し上げました新しい補助事業になりますが、新たに地域公共交通確保維持改善事業という事業がスタートするというところでございます。

公共交通会議の新年度の取り組みでございますが、高校の再編や小学校の統廃合計画、高齢者の買い物難民の対策など、これは引き継いでですが、課題等も出てくると思います。市内バス路線の運行形態、路線網の検討を進めながら、利用者のニーズに合わせた路線運行を目指していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 実は、2月でしたか、このマップも含めて時間割りを配っていただきました。大変見やすく、ありがたいことだという声をたくさんちょうだいいたしております。

ただ、これを見た市民の皆さんから、どうもポケット的なものがあるということで、鳳来地区と言っただけではありませんけれども、大野から池場のところ、これが空白になっておるんです。バス路線としては全く何もない。

それから、鈴木達雄議員も過去に何回か取り上げておられた連携です。例えば、山吉田線と新城地域への流れ、ほかのバスとの関係、こういったものを見ますと、切りなくたくさんございます。特にこういうものを配布していただくと、すごく逆に目立ってくるわけがありますけれども、今後、来年度に向けて一つ具体的に言えば、今言った大野から池場の路線、JRとの関係、当然対策をやっていかなければいけないというふうに思いますけれども、この辺のことも踏まえて、新しい事業として取り組んでいかれるのかどうかお尋ねします。

○鈴木司郎委員長 斎藤行政課長。

○斎藤徳之行政課長 ただいまありましたように大野から池場、ここは飯田線が走っているわけでございます。今、新城の全地区でいけば、飯田線はいわゆる、木で言えば幹というように考えております。そこから枝を伸ばしながら、住民の足となっていただくようなバス路線を検討してきたことだと思っております。

山吉田につきましても、以前、鈴木議員から直接、新城市民病院というような話もあったと思いますが、私も今年度になりまして、その道をうちの職員と走ってきました。それらも含めまして、新年度、新たな公共交通会議、名称が変わるといってお話をさせていただきましたが、そうした会議の中で検討していけばいいのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 次に、75ページ、資産税賦課事業、公図デジタル化事業についてであります。

公図検索システムを構築するとの説明でありました。稼働予定及び住民申請手続き方法については、どのようになっていくのでしょうか。

○鈴木司郎委員長 太田税務課長。

○太田勝博税務課長 稼働予定について、大まかなスケジュールをご説明いたします。

年度が改まりましたら、早速入札によりまして業者との業務委託契約を交わします。その後の作業は業者が行うこととなりますが、大きな作業としては、6月ごろから現在のマイラー図、約9,000枚ございますが、これのスキニングを開始します。これと並行して、スキャンした公図のデジタル入力作業が、来年1月ごろまでかかる予定であります。その後、2月ごろにはシステムの導入作業を終了しまして、仮稼働させながら、職員に対して実際の操作等の研修も行いまして、24年の4月から本庁、鳳来・作手両支所の窓口で一斉に新しいシステムによるサービス開始を行う予定でございます。

次に、市民の皆様の手続き申請についてですが、これまでどおり窓口にお越しただいて、申請書に記入していただくというような方法は変わりございません。ただ、公図のコピーサイズにつきましては、A3サイズのみとなります。これは関連しまして、マイラー図のコピーが廃止となるということから、23年度中に手数料条例の一部改正も行う予定で進めてまいります。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 了解しました。

次に、75ページ、同じく賦課徴収費について、徴収管理事業（2）市税等収納強化事業についてお尋ねします。

嘱託員及び収納に係る職員の体制については、万全となっているのでしょうか。

○鈴木司郎委員長 川合税務課参事。

○川合藤夫税務課参事 嘱託員については、平成23年度も本年度と同様に3人の雇用を予

定しております。そのうち一人が収納事務嘱託員として、職員と連携して督促状や催告書の発送、滞納者への分割納付書の発送等を行い、残る二人については、徴収嘱託員として比較的少額の滞納者宅を訪問して、納付依頼や徴収を行っていく計画でございます。

職員体制であります。平成23年度からスタートする愛知県東三河地方税滞納整理機構へ職員を1名派遣するほか、滞納整理事務の合理化を図るための新たなシステム、滞納管理システムの導入など新規事業があり、それらに対応していくためには、税務課内の協力体制を密にして、計画的に滞納整理を実施できる体制で職員を配置し、収納率向上に努めてまいりたいと思っております。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 今、ご回答をいただいた中で、次の問題に入っていくわけですがけれども、地方税滞納整理事業、75ページの(3)に入っていくわけでありましてけれども、東三河地方税滞納整理機構へ職名1名派遣という説明も含めてしていただきました。

実際、この1名を派遣してどんな執務を行っているのでしょうか。

○鈴木司郎委員長 川合税務課参事。

○川合藤夫税務課参事 派遣職員の業務につきましては、県職員と東三河5市1町から派遣された職員が共同で市民税などの滞納整理を主に行います。

取り扱う案件でございますが、各自治体が抱えている徴収が困難な案件や、滞納金額が高額な案件等で、滞納処分を前提とした納税折衝を行うため、差し押さえ対象財産のある案件でございます。現在、機構へ移管する案件につきまして、最終の選考を行っているところでございます。

また、この機構は派遣職員の滞納整理事務に関する知識の向上やスキルアップを図ることも目的としておりまして、定期的な研修も行われる予定でございます。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 了解しました。

次の点に入っております。同じく75ページ、(4)滞納管理システム事業について入っていきます。

滞納者情報の一元管理によるシステム導入のメリットについてお尋ねします。

○鈴木司郎委員長 川合税務課参事。

○川合藤夫税務課参事 現在、滞納者情報の管理方法は、滞納者個人ごとの台帳と2種類のパソコンで行っており、滞納額、分納状況、世帯状況、折衝記録などの情報が別々に管理されているため、効率的な対応が十分にできていないのが現状でございます。

滞納管理システムの導入により、滞納者個人、世帯単位のすべての情報を1台のパソコンで集約することが可能となり、催告書、差し押さえ予告通知書などの作成や納税折衝をはじめ、滞納整理事務が合理的かつ効果的にできるものと考えております。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 逆に、一元管理よってのデメリットというのが生まれてくる可能性があるということも想像するんですけども、その辺について気付いた点等々がございましたら。

デメリット面、例えば、継続的に滞納されている方、不定期に納付されている方、その辺のところを一元的に管理した場合にどうなるのかとか。直接の職員の方が家族の実態、家庭の実態も把握しながら、今まではやられてきたわけです。それを一元化、コンピューターを導入することによって、一面的に見てしまうという、その辺のとらえ方が私は非常にデメリット部分として出てくる可能性がないかと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木司郎委員長 川合税務課参事。

○川合藤夫税務課参事 すべての世帯、あるいは個人が一つの画面に出るということでございまして、先ほど言われましたように、個

人個人の折衝というものがございます。その記録につきましても、個人、あるいは世帯単位でその画面に入っておりますので、だれがどこでいつ折衝をしたのかというのもすべて画面に入っておりますので、だれが見ても個人、あるいは世帯に対して折衝記録等はすべて入っているということでございますので、滞納整理につきましてスムーズにできると思います。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 全国の最近の例ですと、その辺でミスが起きる可能性があったり、新聞に出たりすることもあります。十分に気を付けてやっていただきたいなと思いますけれども、とにかく一括判断してしまう恐れという不安がございますので、特に稼働するに当たっては慎重に行っていただきたいということを申し添えて、終わります。

○鈴木司郎委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

次に、5番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、歳出2款1項2目電子計算費、新城まちなみ情報センターの管理事業について、57ページでございます。

指定管理委託料が昨年とほぼ同額になっております。平成22年度の実施状況も昨年からずっと調べておるんですけれども、果たして23年度の委託料が適正な委託料になっているか。また、その根拠を示していただきたいと思えます。

○鈴木司郎委員長 荻野情報システム課長。

○荻野計吉情報システム課長 それでは、お答えいたします。

指定管理委託料につきましては、昨年の上半期までの実績見込み、また過去3年間の実績を勘案しまして1,545万円を計上させていただきました。

その内容につきましては、人件費では情報センター長、パート職員の手当が950万円、電気・水道代、光熱費関係でございますが、

これが155万円、修繕費としまして、施設の応急的な修繕に要する経費としまして50万円、委託料ではエレベーター、空調設備、消防設備、自動ドア等の保守点検委託に要する経費、そういうものを含めまして109万円。役務費関係では、ティーズ、NTTの電話料とか、NHKの受信料、コピー機の使用料、清掃費等を含めまして66万1千円を計上しました。そして、パソコンなどのリース料としまして79万7千円、広告費、季刊誌を4回出しております、これの広告代としまして35万2千円、情報センター周辺のガイドブックの作成を予定しておりますので、これにつきまして15万円等を計上させていただきました。

そのほかには、消耗品等がございますけれども、印刷機器のトナー、カートリッジ、1階にございます大型の映像表示装置、これのプロジェクターランプの交換などに要するものとして47万円ほど、事務用消耗品として6万円を計上したところでございます。

以上、申し上げました人件費から消耗品まで、これを合計いたしますと1,568万円になるわけでございますけれども、利用料金制をしいておりますので、指定管理者が施設使用料としまして徴収する見込みの23万円を差し引きまして1,545万円の指定管理委託料として計上いたしました。

○鈴木司郎委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 ありがとうございます。長々と上半期の経緯から、過去3カ年の中でいろいろな計上科目を教えてくださいまして、大変参考になったわけでございますけれども、ただ、私が昨年12月の一般質問前、11月ごろからいろいろとまちなみ情報センターの経営状況というか、実態を調べてまいりました。

今日ここではやめますけれども、23年度の予算執行に当たっては、ぜひ協定書等の規律をしっかりと守っていただいて、業務実績、実態に合わせて定期的に、実際の業務をしっかりと監視していただいて執行していただきたいと

思いますけれども、その点を守っていただけますでしょうか。

○鈴木司郎委員長 萩野情報システム課長。

○萩野計吉情報システム課長 ただいま加藤委員からいろいろとご指摘をいただいたわけでございますけれども、指定管理、これを委託しました市としましても、指導、助言の面で監督不行き届きの点もあったかと深く反省しております。

また、指定管理者におきましても、今後反省するところは深く反省し、正すところは正していくということも、こちらも強い確認をしておりますので、指定管理者2年目に向けて市も努力しまして、今、加藤委員がおっしゃいましたことも含めまして管理運営に尽力してまいりたいと思いますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○鈴木司郎委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 それでは、続けて2款1項11目地域振興費、地域審議会運営事業でございますけれども、67ページでございます。

任期が今年の9月末と聞いてはおるんですけれども、委員報酬、23年度の予算の計上、これが昨年1年分の会合、会議の執行状況と同じような予算計上になっております。任期が今年の9月に切れるということは、半年間ということで、なぜ昨年当初と同等の報酬額が必要か、必要ならば、その積算根拠等を教えていただければありがたいです。

○鈴木司郎委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 地域審議会につきましては、新城市、旧南設楽郡鳳来町及び作手村の配置分合に伴う地域審議会の設置等に関する協議書によりまして、設置期間は平成23年9月までとなっており、平成23年度が最終年度となっております。

平成23年度におきましては、地域自治体制度に関する諮問を予定しております、また任期末で地域審議会の総括として意見を述べる建議を行うことを想定しております。

具体的には、予算は地域審議会としまして各地区6回分の予算を計上しておりますが、地域自治体関係の諮問で3回、めざせ明日のまちづくり事業の審査で1回、建議で2回、合計6回を予定しており、任期は半年となっておりますけれども、審議会の開催件数が多くなりますので、昨年同様の金額を計上させていただきます。

○鈴木司郎委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 今、回答ではそれぞれ3地区で6回ずつということで18回。この委員さんの報酬は、1日当たり単価は幾らなんですか。

○鈴木司郎委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 7,700円が基本となっておりますが、短い期間の場合は5,000円ということで報酬に基づいております。

○鈴木司郎委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 今の短い期間というのは、例えば、午前と午後にまたいだ場合は7,700円で、短い期間というのはどういう意味なんですか。例えば、半日単位なのか、それでも5,000円と言われたんですけど、もう一度ご回答をお願いいたします。

○鈴木司郎委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 申しわけございません。3時間以内の場合は5,000円ということになっております。

具体的に申しますと、7,700円の10人の3地区の6回と、答申をしていただく関係で5,000円、委員長さんが一人、3地区にいらっしゃいますので、5,000円掛ける3地区で1回分を計上させていただきます。

○鈴木司郎委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

次に、6番目の質疑者、中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 歳出2款1項3目広報広聴費、59ページ、CATV加入率が所期の目的からすると、まだまだ低いと思いますが、加入率向上の対策を本予算においてどのように

考えているのかお伺いします。

○鈴木司郎委員長 夏目秘書広報課長。

○夏目保夫秘書広報課長 お答えいたします。

平成20年4月からケーブルテレビによります市政番組「いいじゃん新城」として開局して以来、自主放送番組として地域に密着した番組編成に努めてまいりました。

新年度もケーブルテレビ市民編成委員として、市民から参加のナビゲーターに3名が加わっていただき、番組の編成から出演まで、行政と市民とが一緒になった番組づくりを行ってまいりたいと思っております。

今年度、平成22年度でございますが、新しい企画として大変好評を得ました夏休み期間中の子どもナビゲーターの出演企画も、引き続き来年度も継続してまいりたいと考えております。

また、シリーズ第2弾といたしまして、新城市のお城の旧跡、名所、新城で活躍する人、場所、物など隠れた新城市の魅力の紹介から、身近なところでは自治基本条例、新城版こども園、地域自治区など、機会をつくりまして説明をしていく機会を設けるなど、市民の皆さんに直結した情報番組をその都度検討し、身近な情報番組として見たくなる、出演してみたくなるような番組づくりを行い、加入率の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

○鈴木司郎委員長 中西委員。

○中西宏彰委員 次にいらさせていただきます。

2款1項10目地域情報通信基盤費、地域情報通信基盤管理事業、67ページです。

伝送路施設移設委託はどのような事業を考えているのかお伺いします。

○鈴木司郎委員長 荻野情報システム課長。

○荻野計吉情報システム課長 それでは、事業内容につきましてご説明させていただきます。

市で設備を整備しました光ファイバ伝送路、これにつきましては中部電力、NTTの電柱

に架設がしてございます。この伝送路が国道、県道、市道などの道路改良工事や、家屋の新築、歩道の通行支障による支障移転、電柱の老朽化による建てかえなどが中部電力、NTTから移設依頼があった場合に伝送路を移設するための費用を一応計上してございます。

○鈴木司郎委員長 中西委員。

○中西宏彰委員 そうしますと、次の年度もこのようなことが繰り返し行われていく予定ですか。

○鈴木司郎委員長 荻野情報システム課長。

○荻野計吉情報システム課長 今後、来年度につきましても、新東名高速道路の工事等によりまして、そういった支障移転も出てくるわけでございますけれども、その状況によって、道路の進捗状況等によっても変わってまいりますけれども、その費用等につきましても、共架協定書によりまして交わされておりますので、どのぐらいの移設が出るのかというのは年度、年度で把握しながら計上していきたいと思っております。

これは何にしましても、市のほうが架設をさせていただいておるという状況でございますので、その都度、金額の変更は出てこようかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○鈴木司郎委員長 中西委員。

○中西宏彰委員 次にいらさせていただきます。

2款1項11目地域振興費、めざせ明日のまちづくり事業、69ページです。

申請件数を伸ばし、本予算を有効に執行するために、地域社会におけるまちづくり活動をどのように支援していくのかお伺いします。

○鈴木司郎委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 この制度は、地域自治確立のための有望、優良なまちづくり活動を財政的に支援するために創設され、市民が自発的かつ主体的に取り組む地域特性を生かしたまちづくり活動を支援してまいりました。

現在、行政区の地域内景観の整備活動や地

域のまちづくり活動、市域全体を対象とした健康と安全安心のまちづくり活動など幅広くご利用いただいております。

平成18年度より5年間経過しておりますが、申請件数は年々増加してきております。ただし、平成19年度に補助率、限度額の見直しをした際には大幅に減少したため、翌年度には再見直しを行いまして、利用者増加に努めてまいりました。

また、ケーブルテレビや広報紙、防災行政無線、区長会での周知、地域担当制度等を活用いたしまして事業の啓発にも努めており、これからも周知に努めてまいりたいと考えております。

○鈴木司郎委員長 中西委員。

○中西宏彰委員 委員会でもお願いしたかと思うんですけど、単年度事業補助から、できれば数年間ということも考えていただきたいと思いますが、その辺のお考えをよろしくお願いします。

○鈴木司郎委員長 竹下企画課長。

○竹下喜英企画課長 現在は行動範囲が広がるような部分については、同様な事業でも補助をさせていただいております。同じ区域で同じものをやる際には、大変申しわけないですが、ご遠慮いただいておりますという状況でございます。

○鈴木司郎委員長 中西委員。

○中西宏彰委員 これが地域にとって、新城市にとっていいことならば、そういう考えも、先ほどお願いしたように、引き続き3年間ぐらいということをめどにいただいても、十分地域にとっても、市にとってもいいことだと思いますので、そのようなお考えで進んでいただきたいと思います。

以上、終わります。

○鈴木司郎委員長 中西宏彰委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

森孝委員。

○森 孝委員 私は、先ほどの加藤芳夫委員のまちなみ情報センター、2款1項2目について関連の質疑をしたいと思います。

加藤委員の質疑に対して、荻野課長さんが説明の中でおわびのような、何か反省しているような答弁をされましたけれども、どういったことが原因でそういった反省のような答弁になったのか、その辺のところの説明をお願いしたいと思います。

○鈴木司郎委員長 荻野情報システム課長。

○荻野計吉情報システム課長 情報センターの管理につきましては、契約協定書の中でお願いをしておるわけですが、いろいろと作業をしていく中、こちら一般質問でもお話をしたかと思っておりますが、定例的な調整会議、これは事業等についてのものでございますけれども、そういったことをしていく中で、特に不備ということではございませんけれども、こういうふうにしたらいけないかというふうな指導、これは施設的なものもそうですけれども、そういった指導、助言、そういったもので特に迷惑をかけたということ、これは一般質問にもございましたけれども、駐車場の件につきましても、そういったことでもこちらもうまく監督ができなかったということも踏まえながら反省したということがございますので、よろしく願いいたします。

○鈴木司郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(発言する者なし)

質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了します。

歳出3款民生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、長田共永委員。

○長田共永委員 それでは、3款1項3目障害者医療費、精神障害者医療費助成事業、89ページでございます。

こちらは委員会要望にもあったと思いますが、精神障害者医療費において全疾病に対す

る助成が見送られた経緯はどうしてでしょうか。

○鈴木司郎委員長 今泉市民保険課参事。

○今泉訓行市民保険課参事 お答えいたします。

精神障害者に対する全疾病の助成についての陳情が、平成22年6月に南新家族会から市及び市議会に提出されたことを受けまして、23年度の主な事業の締め切り後ではありましたが、財源や実施時期などを検討していただく上で、総合計画における市の主な事業に掲げる必要がありましたので、担当部課に提出をさせていただいたところでございます。

全疾病に対する助成が見送られた経緯ということですが、実施時期につきましては、助成対象の範囲をどこまでとするのか、対象者の加入する保険制度が異なりまして、医療費推計が困難であること、東三河5市の状況や愛知県内の市町村の実施状況を含めて検討していく必要がありましたので、23年度中に十分に検討させていただきまして、24年度から実施をしていきたいという考え方をもちまして、市の主な事業に掲げたところでございます。

○鈴木司郎委員長 長田委員。

○長田共永委員 23年度の取り組みということで、予算説明のときに教えていただいた資料で今の答弁があったと思うのですが、助成対象者で少しお聞きしたいのですが、うつ病というんですか、統合失調症というんですか、そうした部分の方というのは助成対象に入るのでしょうか。今はまだ不確定みたいなことを言われたのですが、そこら辺の線引きだけ教えていただきたいということです。

○鈴木司郎委員長 今泉市民保険課参事。

○今泉訓行市民保険課参事 大変範囲が広がってまいりますので、そこら辺、市町村も助成範囲がさまざまでございます。精神障害者福祉手帳をお持ちの方が一般的に全疾病の助成を対象としているところが多く見受けら

れるわけなんですけど、統合失調症等、自立支援の受給者証によって助成するという市町村はそれほど多くありません。

現在のところ、その辺も明確に詰めて、24年度に向けて進めていきたいということは、まだ固まってはおりませんが、今後詰めて、対象範囲を決めていきたいと考えております。

○鈴木司郎委員長 長田委員。

○長田共永委員 今のご答弁だと、現状だと医療費推計の概算もできていない、助成対象者も不確定ということで、23年度でこういった部分をクリアにして、24年度ということなんですけど、果たして、これで24年度実施というのはお約束していただけるのでしょうか。

○鈴木司郎委員長 今泉市民保険課参事。

○今泉訓行市民保険課参事 ただいま総合計画のほうに概算的に載せさせていただいておる状況でございます。総合計画の掲げる主な事業の判定に従いまして、実施をしてみたいと考えております。

○鈴木司郎委員長 長田委員。

○長田共永委員 それでは、続けて3款3項4目でございます。子ども医療費助成事業、101ページでございます。

こちらは、以前より改廃要望等、いろんなことで非常に英断を評価しているところなんですけど、評価しておいて、また上げるというのも何なんですけど、中学3年生までの入院、通院医療費全額助成の実施ですが、中学生以上の助成拡大は検討されるのでしょうか。

○鈴木司郎委員長 今泉市民保険課参事。

○今泉訓行市民保険課参事 お答えいたします。

子育て支援の一環として、子どもの医療費無料化を平成20年度より段階的に行ってまいりました。23年度は市長マニフェストに掲げる、入・通院ともに15歳の義務教育修了までの無料化が実現をいたします。

愛知県下の22年4月現在では、義務教育修了を超えての助成を行っている市町村はあり

ません。義務教育を超えての助成となりますと、高校生だけではなく、既に就職をされている子も見えまして、対象者が混在することなど、助成範囲をどこまでにするのか大変難しい問題になってまいります。

福祉医療制度として子どもの医療費助成を考えると、義務教育修了までが、現在の段階のところまでが望ましいのではないかというふうな考えを持っております。

○鈴木司郎委員長 長田委員。

○長田共永委員 若干やり方が違うのですが、県内において犬山は、一部負担はあるんですがやり方を定めていますし、なぜ再度聞くかと言うと、昨年度、予算ベースですが1,300万円の増額で済んだ事業という少し語弊があるのですが、少ないお金で非常に市民受けがいいというも語弊があるのですが、非常に市民にとって喜ばれる事業じゃないかと思ひまして、高校生になれば、高校生という言い方は、先ほどもいろいろと、就職された方もいるということで、18歳以下や20歳、概算の検討だけでもしていただきたいと思うんです。

なぜかと言うと、中学生は病気にならないので1,300万円で済んでいると思うんです。高校生、また20歳以下になればますます病気は多分少ないと思っておりますので、そういった18歳なり、20歳までの概算と幾らぐらいかかるかとか、本年度はそういった検討に入っていたきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○鈴木司郎委員長 今泉市民保険課参事。

○今泉訓行市民保険課参事 本市といたしましては、一応子どもの医療費助成につきましては、一区切り付いたものと考えております。今後の社会情勢の変化に伴いまして、必要が生じれば検討してまいりたいと思ひます。

高校生の医療費の推計でございますが、高校生も保険制度に加入されて見えるわけですが、国民健康保険に加入している高校生の対

象者の年齢から抽出ができるようであれば、そういったところから推計を一度考えてみたいと思ひます。

○鈴木司郎委員長 長田共永委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 歳出3款3項1目児童福祉総務費、放課後児童対策事業、99ページですけども、一点お伺いします。

作手での基準人数と今後の児童数増減の見込みをお伺いします。

○鈴木司郎委員長 請井児童課長。

○請井洋一児童課長 作手地区の児童クラブにつきましては、作手保育園内にあります子育て支援センターの一部を使って開設を予定しております。これは昨年実施いたしました児童クラブの利用希望アンケートにおいて、開成小学校と巴小学校でまとまった利用希望がございましたので、両校の中間に位置する施設を予定したものでございます。

基準人数につきましては、アンケートをもとに通常時で10人から15人、夏休み等の長期休みにつきましては25人以内を見込んでおります。

児童数につきましては、平成22年4月1日現在の小学校児童数の推移でございますが、これによりまして、作手地区全体で減少傾向にありまして、開成小学校と巴小学校の2校におきましても、1年生から3年生までの人数は49人、5年後の平成27年度では34人というふうに見込まれておりました。

なお、児童クラブの児童数の増減につきましては、今の段階では見込みは難しい状況でございますので、よろしくお願ひいたします。

○鈴木司郎委員長 鈴木委員。

○鈴木眞澄委員 作手では10人から15人ということで、アンケートの結果、申し込みがあるということで、最低10人が希望すれば放課後児童クラブというのは進められる基準なんです。ほかの地域の学校でもそういう声为上

がったときに、最低10人ぐらいを基本にするという考え方でいいでしょうか。

○鈴木司郎委員長 請井児童課長。

○請井洋一児童課長 児童クラブの運営に当たります。定員の決めはございますけれども、基本的に最低ラインというような基準というのは、今のところ特に定めているものはないでございますが、指導員等の雇用も発生しますので、合理的なというか、地域の状況等も考慮しまして判断する必要があるかなと思います。

募集の段階では、休止の場合もあるというお断りをさせていただきながら募集もさせていただいておるところでございますので、利用人数の状況を見ながら判断していくことが必要かというふうに考えております。

○鈴木司郎委員長 鈴木眞澄委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 歳出3款1項2目障害者福祉費の障害者自立支援対策臨時特例基金事業、87ページです。

この基金事業のうち、以下の1、2、3、4、特に今回は新規事業ということなんです。それについて内容、期待される効果について、できれば具体的な例を挙げて説明していただきたいと思っております。

○鈴木司郎委員長 夏目福祉課長。

○夏目孝温福祉課長 お答えさせていただきます。

この基金事業でございますが、3年間の特別対策事業でございます。23年度までの事業でございますので、最終年度、私どもが選ばせていただいたのがこういう事業になっております。

1番からご説明をさせていただきます。

相談支援発展推進支援事業、事業内容につきましては、相談事業所をただいま3事業所、市が委託をしております。そちらの事業所に1事業所当たり120万円以内の範囲で必要

な設備整備に係る費用や事業を発展させるための相談員の研修等について、補助事業として支援をさせていただくものです。例えば、車両を買うとか備品購入、パソコン等、相談場所の整備というようなことにも使えるという制度でございます。効果としては、相談支援体制の充実・強化というところを期待しております。

2番目、地域自立支援協議会運営強化事業でございます。事業内容でございますが、先進地の視察研修や研修会等の開催、これを市内の相談支援事業所に委託して実施する予定でございます。先進地視察について、自立支援協議会の運営強化、研修会等の開催によって関係機関のスキルアップが図られるということをご期待しております。

体験交流スペース等整備事業でございますが、事業内容は、おおぞら園、保健センター等において障害児を育てたことのある子育て先輩の方々との交流の場を設けて、遊具等の設置や備品を買うものでございます。効果としては、障害児を育てられた子育ての先輩との交流の場というところで、ピアカウンセリングとして障害児の成長へのお母様方の不安解消というところが見込まれております。

4番目、障害児支援情報共有体制構築事業でございますが、事業内容としましては、障害児の親御さんが一番望まれます切れ目のない、一貫した支援体制の構築ということがございますが、個人情報に留意しつつ、個別支援情報を関係機関で共有するための制度構築を図るため、支援する側の障害に対する理解をまず深めることが大事になってくると思っております。障害に対する理解を深め、支援者のスキルアップを図るための研修をまず実施していきたい。それから、情報集約のアイテムとして社会資源のマップの作成をしていきたいというふうに思っております。

今回四つの新しい事業をさせていただきますけれども、それぞれが相互に連携しておる

ものでございますので、さまざまな形で相談体制の充実を図ってまいりたいと思っております。

○鈴木司郎委員長 鈴木委員。

○鈴木達雄委員 一点だけ、4番目の社会資源のマップという説明がありました。社会資源というのは、どのようなものが該当するのでしょうか。

○鈴木司郎委員長 夏目福祉課長。

○夏目孝温福祉課長 障害者の場合にさまざまなサービス事業所がございます。それから、先ほど申し上げました、市が委託しております相談支援事業所、それとは別に保健所だったり、保健センターだったり、つまり親御さん方が最初にどこからとりかかろうというようなところをまずは明示していきたいと思っております。

現状にもございますけれども、それをもう少し中身を、さまざまな事業所が新しくできてきておりますので、障害関係のものを表に出していきたいと思っております。

○鈴木司郎委員長 鈴木委員。

○鈴木達雄委員 施設関係以外に、お出かけのときの駅やトイレ、そういった障害関係に優しい施設というような、そういった情報というのはどうなんでしょうか。

○鈴木司郎委員長 夏目福祉課長。

○夏目孝温福祉課長 現状では、障害者自立支援法ができて、まだ間もございません。自立支援法の事業所関係を中心にというところを現在は考えております。よろしく申し上げます。

○鈴木司郎委員長 鈴木達雄委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 3款1項1目社会福祉総務費、2番として民生委員活動援助事業、83ページでございます。

厚生労働大臣から委嘱を受けまして、3年任期で活動奉仕をされているのが民生委員の

皆さんであります。市からの具体的な支援内容についてお尋ねします。

○鈴木司郎委員長 夏目福祉課長。

○夏目孝温福祉課長 民生委員さんにつきましては、社会奉仕の精神に基づいて、ボランティアというか、そういう形でご活動をいただいておりますが、新城市から活動費用弁償、報償費というよりも活動費用弁償としまして、一人当たり年額2万4,000円を支払わせていただいております。

また、それ以外に事業費補助といたしまして、各地区協議会、さまざまな部会等もございますので、そちらに一人当たり年額1万500円が補助金ということで支給させていただいております。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 今のご回答の中で、民生委員さんがボランティア活動を含めての特別枠という印象を私は受けたものですから、「しんしろの福祉」、本年度版でありますけれども、一番最後に活動内容が載っております。これを単純に平均日数を出してはいけませんけれども、年間120日以上活動をされているということで、大変な活動であります。活動そのものがなかなか世に出ないというのが、先ほどのご回答の中の特別枠的な、国からの認可というものもありますので、多分、この辺があるのかなと。

福祉大会等々によって、ご披露していただく民生委員の活動の中身も確かにあります。ただ、昨年の秋の半ばに改選がありました。これによって民生委員そのものの、お一人、お一人の活動も含めての全体の枠、これが減少傾向になってしまうのかなと。そんな実態はなかったでしょうか。現実確保できたかどうか、行政区も含めての確保です。

それから、個人情報の問題があります。個人情報については、なかなか民生委員の活動への影響というのは、はかり知れないものがあるかなと。行政側からの個人情報の提供に

かかわるその辺の課題、もし来年度以降の活動の中でありましたら教えていただきたいと思います。

○鈴木司郎委員長 夏目福祉課長。

○夏目孝温福祉課長 最初の一斉改選に伴いまして、民生委員さんがなかなか決まらないというような地域もございました。ただ、大変な努力をいただきまして、民生児童委員が109名、主任児童員が12名、すべてで121名でございます。

ただ、お一人、1地区だけ申請途中で急なご病気になられました。改選時において一人欠員になっておりますが、ここは12月1日付では欠員ですが、今はもう新しい方の申請をいただいておりますので、民生委員さんの各地域からの推薦ということはスムーズにいつてきたと。地域の皆さんのご努力を大変ありがたく思います。

それから、プライバシー保護、情報の関係でございますが、時々そういうお話を聞かせていただいております。私ども、各地区民協のほうへ本年度2回ずつ行かせていただくと、やはりプライバシーという問題が出てまいります。

ただ、お一人、お一人の情報に関して、民生委員さんが私どもご相談いただくものに関して、プライバシーだからというようなことは言えませんというような話をどこまでできるかという部分があります。一緒に考えるということだと私どもは思っております。

つまり、一覧表としてすべてを提示するという形では、やはり障害の方でも、それを一覧表として出されたらノーであります、本質的に。緊急時は別ですが、ノーであります。そこら辺だけのご理解をいただいて、それ以外、現実論の地域の問題、困難な状況の中で民生委員さんが、例えば福祉課、児童課、長寿課等にお見えになります。そこで一人一人の問題に関して、今の状況を皆さん方と情報共有するという事は十分ございますので、

情報を出さないというふうには思わないでいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 まず、最初に触れた、一部地域の方がご病気になれてというのは、たまたま私の地域でありました。その後の新たな民生委員についての考え方というのは、地域の代表それぞれで話し合いをして、無事に、昨夜もいろいろとその方と会議をさせていただいたわけでありまして、それは解決しました。

次の点で言われたのは、私は別に理解はしております。ただ、個人情報、職務弊害というんですか、そういったものが起きないかと。

先ほど市が示した一緒に考えていく姿勢というのは、そういうふうに言っていただいて安心しました。ですから、民生委員109名の方に対して、すべて情報提供しようというような考え方ではなくて、お一人、お一人の民生委員の立場、その地域の立場も関係もあります。それに対して今、新城市がやっている現状、ともに考えて、ともに情報提供をできる限りの中でやってという、それが当たり前だと思います。大変安心しました。

ただ、それで一歩進めるというんですか、特に今回改選されて、新しく民生委員になれる方々というのは、また新たな情報を仕入れていかないといけない、そういうところで先にも地震がありましたように、お年寄りの皆さんの安否確認の対策も含めて、こういうような個人情報の提供というものは当然起きてくるわけでありまして。

ですから、民生委員の活動そのものは大変な作業だということは初めから言っておりますけれども、それに対して市がどれだけ支援していくか、お金の問題ではないということをお私に認識しておりますので、改めて来年度の民生委員の立場、民生委員そのものの委員活動に対して尊重していただけるような活動をしていただきたいということで、再確認を

したいと思います。

○鈴木司郎委員長 夏目福祉課長。

○夏目孝温福祉課長 先ほども申し上げましたけれども、現実に私ども市の職員が各地区の協議会、中学校区ごとにございます地区協議会に、例えば、福祉課ですと生活保護の担当者、障害の担当者、長寿課関係でありますと包括支援センターの職員が行って、いろいろなご説明をさせていただいたり、情報交換、共有ということさせていただく。現実的に、それが2回、3回とできるようになってまいりました。これをこのままもっと進めていくということが私どものスタンスでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 次に入ります。

障害者福祉費の89ページ、障害福祉計画策定事業についてであります。

24年度から第三期福祉計画を策定される予算が計上されております。これまでの施策の分析、把握、そういったものからどのように24年度の策定に向けて評価をしながら進めていくのかということでもあります。お願ひします。

○鈴木司郎委員長 夏目福祉課長。

○夏目孝温福祉課長 第二期障害福祉計画の期間が21年度から23年度までの3年でございます。これで、24年度からの第三期の計画でございますけれども、障害福祉計画の策定委員会を立ち上げて、第二期期間中の分析、評価を行って、24年度からの計画を策定していきたいと思っております。

計画の進捗状況でございますが、市には地域自立支援協議会というものがございます。定例会は毎月やっております。実際の本会については、年に2回ほど本年度は3月にも予定させていただいております。そこでも今の状況、現実の状況を計画の進捗状況についてお話しさせていただいております。

また、今後につきましてですが、現状です

が、計画の内容を障害福祉サービス別に見ますと、就労移行支援の数値が少し少ない。就労継続、生活介護の数値が増加傾向にあるということで、利用者のニーズ変化というのは見て取れております。

また、現在不足しております児童デイサービス、グループホームにつきましては、平成23年度に市内に新しくできるという予定がございますので、23年度末の数値目標に向けましては、多少のこぼこはございますが、おむね順調に推移しているというふうに分けております。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 一歩進めていただくための踏み台を、過去を振り返りながら、23年度実績に応じながら進めていただきたいと思います。

次に、89ページ、特別会計繰出金についてであります。

国民健康保険事業特別会計繰出金が計上されております。国保税激変緩和のための繰出金、今後の予測をどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○鈴木司郎委員長 今泉市民保険課参事。

○今泉訓行市民保険課参事 本年度の国民健康保険運営協議会に諮問させていただきました資料におきまして20年度、21年度の決算及び本年度の決算見込みから、23年度、24年度の決算推計を出して検討させていただいたもので、一般会計からの繰り出しは極力継続することのないように考えております。

また、あわせまして税率の改正も少しずつ調整をお願いして、国保の健全化を図ってまいりたいと考えております。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 特別会計のほうでまたお聞きしますので、次に入ります。

93ページ、3款2項1目老人福祉費、(7)高齢者保健福祉計画改定事業についてであります。

これも障害者計画と同じような形でお聞きしますけれども、24年度計画改定に当たりまして、これまでの施策の分析、把握、どのように評価されて計画の改定へと進まれるのでしょうか。

○鈴木司郎委員長 松林長寿課長。

○松林喜代江長寿課長 第4期計画における介護給付費は、毎年約5%から6%の伸びを勘案して推計しておりますが、21年度実績につきましては、計画数値に対しまして96%の実績がございました。22年度も計画数値に対しまして、ほぼ同様の実績見込みであります。

認定者数、認定者比率も若干下回っておりまして、計画数値内で推移しております。

次に、第4期計画中の施設整備であります。22年度に老人保健施設が23床、認知症対応型グループホームは18名収容施設が2カ所開設いたしまして、23年度にはグループホーム1カ所が開設する予定でございます。また、居宅系サービスでは、ショートステイが1カ所、デイサービス2カ所が22年度中に開設いたしました。

サービス供給につきましては、推計数値を補完できているものと考えております。

また、第5期計画につきましては、各種サービスの実績を勘案するとともに、アンケートを実施いたしましてサービスのニーズをとらえ、調査、分析して計画策定に取り組んでまいりたいと思っております。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 今後の推移を私も見ながら、ご意見をさせていただく機会があると思いません。

次の点に入ります。3款3項1目児童福祉総務費、(6)新城版こども園推進事業、99ページに入ります。

本予算措置によりまして、どこまで事業進展がされるのでしょうか。

○鈴木司郎委員長 山崎総合政策部参事。

○山崎敏勝総合政策部参事 23年度の秋ごろ

をめどに、新城版こども園制度検討委員会で望ましいこども園の構想案をまとめる予定でございます。この構想案がまとまりましたら、地区へ出かけまして説明会を開催し、市民に周知するとともに、いただいたご意見を基に修正が必要なところは修正した上で、2,000人の方にアンケート調査を行い、市民の意向把握を行ってまいります。その上で、アンケート調査の結果を踏まえまして、最終的な調整を行い、年度末までに市長に新城版こども園構想として答申する予定でございます。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 もともと親が子育てをするという基本が、これは義務としてあります。それはもちろん建前にして、考え方を伺いたいわけでありましてけれども、私は新城版こども園というそのものを、豊田市の状況も昨年も一昨年も見てまいりました。

そういう状況の中で、本当に急ぐべきだと思います。こうやって1年間を通して協議を重ねたり、検討したりする、その間で子どもはどんどん成長していきます。1年間はあるという間に過ぎていきます。果たして、こういう進め方、こども園構想を一生懸命つくろうという議論ばかりして、なかなか前に進まない、こんな状況でいいのか。義務的に、事務的にも手続き的にも、幼保一体も含めて、これは行政主導でやれる可能性が非常に高いものであります。これをやるべきだということで私は思っているんですけども、このこども園推進事業としてもっと急ぐべきであります。その点についてのお考え方を改めて伺います。

それから、入所基準の問題です。もろもろでございます。所得、家族構成ももちろんあります。その辺の保育に欠けるという言葉の基準が、一つは保育事業の中にはございますが、それを乗り越えていこうというような今回の新城市の方針であります。

だから、余計に急ぐべきだと思うのですが、その辺の肝心の急ぐべきところが何も議論されていない、表に出てこない、親御さんたちにもお知らせがなかなかない。こんな状態の中で、1年間また、悪い言葉で言うと、ぐだぐだとしゃべりながらという方向になっていくと思います。こんなことでいいのか、もっと早くすべきだというふうに親の方は一番願っていると思うのですが、いかがでしょうか。

○鈴木司郎委員長 山崎総合政策部参事。

○山崎敏勝総合政策部参事 まず、急ぐべきだというご意見でございますが、私ども、前からこの意向についてスケジュール的にお示ししておりますけれども、22年度、23年度で検討委員会で構想案を作成いたしましたして、24年度でそれを実際にどこまでできるのか、制度的にどうしたものが必要かということを構築して、25年度スタートを目指しております。これは、実際に事務的に考えても、これが最短であろうというふうに思っております。

また、市民に対する私ども情報提供が不十分であるというようなご指摘だと思うのですが、情報提供の方法については、今後また工夫して丁寧な説明を行うとともに、ご理解いただけるように取り組んでまいりたいと思っております。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 今も「ご理解を」という話がありましたけれども、これはご理解どうのこうの問題ではなくて、行政主導で行われるべきものなんです。国の法律に基づいて保育事業そのもの、入所に関する措置基準というものがありますし、入所基準がございます。これを撤廃して乗り越えていこうというのが市の姿勢です。これは間違いないんです。それをどうやって具体化して、なるべく早く、事務的なことですから、一月もかからないでできると思うんです。

特に22年度なんて何をやってたんだろうというふうに思います、役所の中は。行政の皆

さんは、市民の皆さん、対象になるお母さん、お父さんに対する説明については、これは当然でありますので、ご理解いただくような方向というのは一方では進めなければいけない。

事務的な、入所基準の撤廃も含めた肝心のなめのところをやっていない。来年度はこれを確実に前に進める気がありますか。

○鈴木司郎委員長 山崎総合政策部参事。

○山崎敏勝総合政策部参事 私どもは着々と25年度スタートに向けて進んでおるというふうに思っておるわけですが、いわゆるそうした制度に取り組んでいくのは、実際に子育てをされておるお母さん方、市民、そうした方のどうした制度を望んでおるのかということも把握して取り組んでいく必要がございますので、そうした意見を聞いたり、検討していく期間というものは、急いでやってほしい、私どもも急いでやりたいと思っておりますが、そうしたつもりで取り組んでおるところでございますが、先ほどのスケジュール的にはどうしても事務的には必要なだろうというふうに思っております。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 とにかく子どもさんの成長は早いです。子どもさんが生まれてから6歳になるまでの間というのは、本当にあっという間なんです。もう丸々2年かかりました。この間に誕生された子どもさんが2歳児になって、また保育園に上がって、幼稚園にも上がって、あっという間に小学校に入る。

そのとき、そのときにこども園構想というのが生まれて、期待を持ちながら親の皆さんは思っておるんです。だからこそ、制度的な問題だから、これは行政の力で基準の見直し、撤廃も含めたことをやっていこうということが、そもそもの出発点だと私は思っているんですけれども、何で1年もかけてやるのかなと。また同じことの繰り返しになる、その間にお母さん、お父さんもちろんそうですけれども、何が変わったのか。

その辺が非常に不安でありますので、もっと急ぐべきであります。その方向で頑張ってくださいたいということ踏まえて、次の質疑に入ります。

3款3項10目地域子育て支援センター費、
(2) 地域子育て支援センター事業、107ページに入ります。

いつでも利用可能施設として、また育児不安解消等、親子のふれ合いをサポートする上で大変好評な施設として、利用者の方から声も届いて、喜ばれております。

今後もあらゆる情報の発信が必要であります。本予算において、どのように推進をされていくのでしょうか。

○鈴木司郎委員長 請井児童課長。

○請井洋一児童課長 子育て支援センターにつきましては、千郷東保育園、作手保育園に続きまして、昨年6月に児童館たんぼぼ内に3カ所目を開設したところでございます。

各センターには専任の保育士を配置しておりまして、子育てに関する相談、遊びの広場の開催などを実施しております。

就学前の親子の遊びの場や、親同士の情報交換の場として活用していただいているところでございますが、初めての方にも気軽に利用していただけるよう、市のホームページやセンターだよりなどを活用しまして情報提供に努めてまいりたいと考えております。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 大変好評であるということで、利用者の方から私も聞いております。まだまだ、私自身もちろんそうでありますけれども、情報不足という面がございます。

親が利用に踏み切る勇気というものもあると思うんです、お母さん方。その施設の中に一步を踏み出すことがなかなかできない。一步踏み出してみたら、こんなに子育て支援に対する体制というのは新城市は進んでいるんだなと実感されている方が大勢見えると思います。それに一步踏み出せない方がいるのが現

実だと思えます。

そういう方々に対してのサポート、情報発信というんですか、何かいい方法はないかと思うんですけども、そういう身近に対象になる方がお見えになれば、私でも、うちの女房でも、そういう家族を持っていらっしゃる方でもどんどんお知らせをしておるわけですが、どうしても取り残された方がお見えになります。何かいい方法はないかと思うのですが。

○鈴木司郎委員長 請井児童課長。

○請井洋一児童課長 先ほど申し上げましたように、ホームページやセンターだよりということで情報提供もしているところなんですけれども、やはり利用するきっかけというようなことになると、保護者の交友関係などを通じて利用していただくきっかけづくりというようなものも必要なのかもしれませんし、いろんな方法というか、とりあえず今のところは具体的な検討の手段というものはないんですけども、こども園の関連でメール配信なども予定されておりますので、そういったところに登録されるということが前提なんですけれども、そういったものも念頭に入れまして、なるべく使っていただきやすい、そういうための情報提供ということを積極的に考え、取り組んでいきたいと思っております。

○鈴木司郎委員長 丸山委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

前崎委員。

○前崎みち子委員 お願いします。

先ほど鈴木眞澄委員が放課後児童対策事業の中で、作手の児童クラブのことについて質疑されたんですが、作手保育園の支援センターを使われるということなんです、巴小学校、開成小学校の父兄の方の要望が出ているということなんです、そこからの距離はど

のぐらいあるのかということと、移動の安全確保などはどのように考えておられるのかを教えてください。

○鈴木司郎委員長 請井児童課長。

○請井洋一児童課長 作手保育園までの距離ですけれども、巴小学校からが1.5キロメートル、開成小学校からが2キロメートルの距離がございます。

それから、移動の安全確保につきましては、申しわけございませんが、今のところはまだ具体的な手当というか、そういったものはまだ検討しておりません。

○鈴木司郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(発言する者なし)

質疑なしと認めます。

歳出3款民生費の質疑を終了します。

ここで、説明員入れかえのため、再開を11時15分とし、休憩いたします。

休憩 午前11時6分

再開 午前11時15分

○鈴木司郎委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

歳出4款衛生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、横山行敬委員。

○横山行敬委員 歳出4款1項12目特別会計繰出金、医師確保経費、123ページになりますが、1億261万7,000円の予算措置がされていますが、本予算によってどういった行動を予定してみえるかお尋ねします。

○鈴木司郎委員長 浅賀市民病院総務課長。

○浅賀邦久市民病院総務課長 お答えします。

医師確保経費の主なものにつきましては、医師確保、定着化のための初任給調整手当等の人件費、医師募集・紹介等に係る経費、医師招聘や情報収集のための活動経費等が対象であります。

23年度における具体的な取り組みとしまし

ては、関連医科大学への医師派遣要請の活動、愛知県への自治医科大学卒業の医師の派遣拡充の要請活動、民間医師募集サイトへの医師募集広告掲載事業、民間医師の紹介業者の活用事業等です。

さらに、将来、新城市民病院で勤務していただけることにつなげるための人材確保事業としまして、初期臨床研修の地域医療プログラムによる研修医受け入れ事業の拡充、新たな取り組みとしては、後期研修医の受け入れプログラムの作成、研修医受け入れ態勢の整備、また在職する医師の定着化と院内の環境改善事業としましては、初任給調整手当等の継続支給、安心して医療活動に従事していただくための勤務医賠償責任保険への加入、女性医師に魅力ある職場の整備、そういったことから産前・産後・出産・育児の際の支援体制、職場復帰システム等の構築等を検討してまいります。

また一方、昨年11月に設置しました特命チームの活動としては、市民病院勤務経験のある医師を中心とした訪問活動、医師情報収集のための人的ネットワークの構築など、継続して取り組んでまいります。

○鈴木司郎委員長 横山委員。

○横山行敬委員 昨年度の予算を比較させていただくと、多少増えているというような印象で受け取ったんですけれども、特段、今回の23年度予算で力を入れている点、今いろいろとおっしゃっていただきましたけれども、この点に力を入れているというのがありましたら教えていただけますでしょうか。

○鈴木司郎委員長 浅賀市民病院総務課長。

○浅賀邦久市民病院総務課長 特に力を入れていくというものにつきましては、将来、市民病院で勤務いただける人材の確保事業、将来的な部分になってきますが、先ほど申しました研修医、こういった受け入れ態勢の整備、こういったものを中心に行ってまいります。

また、新たな事業ということで、先ほども

言いましたが、女性医師の働きやすい環境整備等も整えてまいりたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○鈴木司郎委員長 横山委員。

○横山行敬委員 研修医制度については、ちょっとお話を伺ったんですけれども、へき地医療という形で新城市が先進地のような形になっているところから、その辺に可能性がということをちらっとお聞きしたことがありますけれども、特にどういった分野でということがもし検討してみえるようでしたら。どういった研修医としての特性を生かしていけるのかというのは今、決めていっておられるのでしょうか。

○鈴木司郎委員長 浅賀市民病院総務課長。

○浅賀邦久市民病院総務課長 現在、研修医のプログラムの中では初期臨床研修、医師免許取得後2年間の研修なんですけれども、そのうちの1カ月について、地域医療プログラムということになっております。そのうちの半分について受け入れを行っておるという状況でございます。

それから、今後、後期の研修、こちらについてもプログラムの準備、こういったものを中心に検討してまいるといことで、現在、具体的な検討をしているわけではなくて、来年度検討してまいりたいといことです。

○鈴木司郎委員長 横山委員。

○横山行敬委員 余り深く聞いてはという感じで受け取ったんですけど、研修を形として整えていただいて、先生方が来てくださるといのはわかるんですが、研修制度の中に魅力があったりだとか、ここにとどまろうとい何かしらのきっかけがそこにはない限り、なかなか医師確保というものにつながっていかないのではないかという気がするのですが、そういった意味での特性をという質疑だったんですが、もし答えづらければ、また。

○鈴木司郎委員長 浅賀市民病院総務課長。

○浅賀邦久市民病院総務課長 具体的なプロ

グラムにつきましては、自治医科大学の先生にお願いをして、実際にそちらのほうで検討していただいております。事務のほうで検討する部分というのは、ごく少ない、受け入れの入口を広げる、こういった部分でうちは検討させていただいております。

この部分については、直接指導いただける医師の方と大学、医局、こういったところとの調整をしながら進めておるとい状況です。

○鈴木司郎委員長 横山委員。

○横山行敬委員 一点、確認だけなんですけど、自治医科大学ですとへき地医療とかを志してみえる若い先生の卵といか、学生さんが見えてといことだと理解しておるんですけれども、そういったような見地から、研修地として自治医科大学が望んでいるような環境といところで、門戸を開いていくとい、そういうスタンスだといことで理解しておればよろしいでしょうか。

○鈴木司郎委員長 浅賀市民病院総務課長。

○浅賀邦久市民病院総務課長 本年度から受け入れをさせていただいて、本年度につきましては8名を受け入れさせていただいております。来年度は18名といことで予定しております。こういったことから、門戸を広げて多くの研修を受け入れていきたいといことでございます。

○鈴木司郎委員長 横山委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、長田共永委員。

○長田共永委員 それでは、4款1項5目でございます。予防費、個別接種委託料、115ページです。

こちらでも委員会で予算を付けろといっておきながら、聞くのも何なんですけど、各ワクチン、ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん、新規予防接種助成において費用対効果をどのように考えてみえるのでしょうか。

○鈴木司郎委員長 内藤健康課長。

○内藤安紹健康課長 お答えします。

現在、ヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がんワクチンにつきましては、予防接種法上の定期予防接種ではなく、任意の予防接種であります。

ワクチンの効果につきましては、ヒブワクチンは世界で136カ国が導入しており、多くの国で細菌性髄膜炎を予防する効果が実証されております。

小児用肺炎球菌も同様に、ワクチンに含まれる血清型肺炎球菌による侵襲性感染症を90%以上減少させ、非常に有効であるとされております。

また、子宮頸がんワクチンにつきましては、日本人の子宮頸がんの原因である発がん性のHPVの50%から70%の感染を防止する予防効果があると報告されております。

3ワクチンとも従来、任意予防接種であるため、接種費用は保護者が全額負担であります。平成23年度においては国の補助事業で公費負担とすることで、多くの対象者が接種できることより、死亡率、医療費の抑制に大きな効果が期待できると考えております。

○鈴木司郎委員長 長田委員。

○長田共永委員 確かに、この事業を採用していただいたのは評価するんですが、その一方、お母様方を非常に不安にしている一面もありまして、改めて若干、個別のワクチンのほうから聞かせていただきますが、現在、起こってはいけないんですが、ヒブ、小児用肺炎球菌はワクチンを一時見合わせを国がしていると思いますが、見合わせが解除されてから、どのような形で23年度の対応を考えているかということをお聞かせください。

○鈴木司郎委員長 内藤健康課長。

○内藤安紹健康課長 ヒブワクチンと小児用肺炎球菌につきましては、3月の初めから死亡例があるということで、現在、その接種については一時的に見合わせておるという状況であります。

この件について、本市につきましては平成

23年度4月1日から実施する事業であります。それに伴い、今回、一時的に見合わせておる件について検討会が3月の終わりに行われるということで、その結果を待ちまして、見合わせということで継続であれば、4月以降、きちんと結果が出るまでは接種事業はできませんが、その後、実施していくということがあります。

○鈴木司郎委員長 長田委員。

○長田共永委員 三つのワクチンに言えるのですが、あたかも治るような報道がどうしてもあるわけなんです、どうしても副作用等が考えられるということをお知らせしていただいて、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンについてなんですが、先ほど言われた細菌性髄膜炎、こちらの過去の事例、例えば市内においての過去5年で細菌性髄膜炎での死亡例だとか、重い後遺症があったりというのがあったのか、なかったのか、こちらの調査はされているのでしょうか。

○鈴木司郎委員長 内藤健康課長。

○内藤安紹健康課長 今、言われましたヒブと小児用肺炎球菌につきましては、任意の予防接種ということでありまして、本市健康課としては把握しておりません。

○鈴木司郎委員長 長田委員。

○長田共永委員 今のところは、細菌性髄膜炎の死亡例と、ヒブなどのワクチン接種と関係なく、細菌性髄膜炎における死亡例や後遺症が出た例というのが市内にあったのか、なかったのかということをお聞きしたんですが、ヒブを打ったとか打たないという問題を聞いたわけではないんですが。

○鈴木司郎委員長 内藤健康課長。

○内藤安紹健康課長 今のところ、確認しておりません。

○鈴木司郎委員長 長田委員。

○長田共永委員 それで効果云々というのは、非常に疑問が持たれるわけなんです。

また、改めて子宮頸がんのほうにも、若干

長くなるのですが、お母様方から何だかんだと聞いてこいというご意見が多かったので聞くんですが、子宮頸がん、こちらのワクチンが国内で不足しているのではないかという指摘もあるんですが、こちらのワクチン接種における数が十分に確保できるかということをお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○鈴木司郎委員長 内藤健康課長。

○内藤安紹健康課長 今、委員がおっしゃいましたように、子宮頸がんのワクチンについては、全国で不足しておるということを厚生労働省から通知が来ております。これにつきまして、7月ごろには接種できるような格好になると聞いております。

○鈴木司郎委員長 長田委員。

○長田共永委員 任意接種というのはわかるんですが、改めてお願いしたいのは、リスクに対する情報開示をしていただきたい。つまり、今はネット社会で、ネット配信で、課長知ってみえると思うのですが、子宮頸がんにおいては、ギャッピーちゃんの画像や映像が世界じゅうを駆け巡っているわけなんですけど、どのワクチンも非常に副作用の危険性があるのではないかと。効果以上に危険性のほうが高いという指摘があることも確かです。また、商業ベースに乗せられているんじゃないかという事実も確かにあります。

あわせて、先ほど言ったように、細菌性髄膜炎は本市においての事例だとか、そういったことも含めて、子宮頸がんにおいても、今CMを女優の仁科親子がやっているんですが、検診のほうがワクチン接種より効果が高いのではないかというご意見もある、そうしたことも含めて、そうした情報の開示を子どもを持つ親にどのようにするかという点だけを改めてお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○鈴木司郎委員長 内藤健康課長。

○内藤安紹健康課長 各保護者に対しては、その接種該当者に対して、文書等により

周知していきたいと思っております。

○鈴木司郎委員長 長田委員。

○長田共永委員 もちろん周知をお願いして、万が一、こうしたことを予測するのも仕方がないことなんですけど、死亡や後遺症がワクチン接種で起こった場合、こうした場合は個人の保険加入においての対応ということによろしいでしょうか。

○鈴木司郎委員長 内藤健康課長。

○内藤安紹健康課長 4月以降、23年度国の補助事業ということでありまして、任意予防接種でありますけど、本市で入っております全国市長会の保険で対応していきます。

○鈴木司郎委員長 長田委員。

○長田共永委員 個人の保険加入ではなくて、市が入っている保険での対応ということで受けとめたんですが、こういったことに保険で対応というのは、そもそも危険があるんじゃないかというご指摘もあるんですが、いかがでしょうか。

○鈴木司郎委員長 内藤健康課長。

○内藤安紹健康課長 予防接種に対しましては、今まででも全国市長会に入っておりますので、それを今回も保険を使うということですよ。

○鈴木司郎委員長 長田共永委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 4款1項1目保健総務費、5番目に書いてあります保健衛生一般事務経費について、111ページであります。

活発な保健活動が期待されております。保健体制強化をどのように進めていくのか、お伺いします。

○鈴木司郎委員長 内藤健康課長。

○内藤安紹健康課長 お答えします。

保健衛生一般事務経費につきましては、臨時雇用賃金が主な増額であります。増額内容は、23年度、特に歯科健康診査を重点に置き、事業を行う予定であります。新規に臨時歯科

衛生士を雇用するもので、重点事業の体制強化を図るものであります。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 特に活発な保健活動というのが期待されている、これは毎年毎年、全国どこでもそうだと思いますけれども、医療費にも直接結び付いてくるということで、いろいろと事業メニューはたくさんございます。これをこなすに当たっても、健診活動に対する呼びかけ体制というのが、いま一步必要ではないかなと思います。この呼びかけ体制をどのように強化していくのか、要は健診を受けていただくということ、それをどういうふうにやっていくのかというのがまず一点、もう一度お聞きしたいと思います。

それから、保健師が決定的に不足していると私は思います。保健師の増員も来年度の中で検討していただいて、しっかりと、2倍以上に増やしていくと、それでもって保健活動を活発にしていくという、そもそもの根本的な体制づくりをやっていかないといけないと思います。その方向性についてもお尋ねします。

○鈴木司郎委員長 内藤健康課長。

○内藤安紹健康課長 最初の呼びかけにつきましては、ホームページ、広報、対象者に対して通知をやっておるところであります。

また、保健師の関係につきましては、23年度1人増員をしております。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 とにかく保健体制強化について私は質疑をしておりますので、もっと積極的なご回答をいただきたかったというのが本音であります。力強い保健活動が備われば、新城市民の皆さんはもちろん健康になっていく。医療費も軽減され、健康なまちとしてのPRもできるということでもあります。

次に入ります。117ページ、4款1項8目助産所費、3の助産所運営事業についてであります。

これは、歳入のほうにおいて私は質疑をさせていただきます。ほぼ理解はしておるわけでありまして、特に最後の下のところで書いてある相談受け入れ準備態勢、特に受け入れ準備態勢というのは大丈夫なのかということですが、いかがですか。

○鈴木司郎委員長 小澤へき地医療支援室長。

○小澤康史へき地医療支援室長 予算の中におきましても、先ほど歳入で説明いたしましたいろいろな事業を展開していきます。

相談事業につきましても、当然入っておるわけですが、委員からお話がありましたように、北設を含んだ対象者の方々を当然含めまして、現在、市民病院に3人の助産師がおりますけれども、新たに市長部局に移しまして、4人体制でしっかりと対応していきたいと思っております。

○鈴木司郎委員長 丸山委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

中根委員。

○中根正光委員 長田共永委員の4款1項5目、子宮頸がんに関して質疑がありましたけど、私も子どもが娘ばかり4人いるものですから、この費用が高いということなんですけど、こういった負担を少なくしていただけるような考えがあるか、お伺いいたします。

○鈴木司郎委員長 内藤健康課長。

○内藤安紹健康課長 任意でいきますと5万円程度かかるということではありますが、23年度から国の補助事業ということで、全額負担ということになります。

○鈴木司郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(発言する者なし)

質疑なしと認めます。

歳出4款衛生費の質疑を終了します。

歳出5款労働費の質疑に入ります。

最初の質疑者、下江洋行委員。

○下江洋行委員 歳出5款1項1目労働諸費、緊急雇用創出基金事業、この事業が本市にもたらす効果をどのように考えていますか。

厳しい雇用情勢の中、採用について考えていることについて伺います。

○鈴木司郎委員長 竹川商工課長。

○竹川和男商工課長 (1) であります、ハローワーク新城市内の雇用情勢は、ご承知のように依然として厳しい状況であります。本市においても同様な状況が続いているかと認識しております。

このような状況の中、公図のデジタル化業務事業などの事業を予定しておりますが、事業の効果として、離職を余儀なくなった非正規労働者、中高年者等の一時的つなぎの雇用機会を創出することが挙げられます。このうち高齢者につきましては、シルバー人材センターに委託を予定しておりますので、高齢者雇用につながっていくことが考えられます。

(2) であります、採用において考えていることにつきましては、雇用の条件として、必ず失業者であること、常用雇用に向けての求職中であること、雇用期間が6カ月以内で更新は1回限り可能とすること、原則ハローワークへ求人申し込みすることです。

また、委託業者に事業委託する場合には、面接時には事業内容を説明するとともに、事業目的を十分達成することが可能であるかなどのことについて、関係各課を通じてお願いしていく考えであります。

また、市が直接雇用する場合についても同様な事項であり、加えて、臨時職員として適当であるかなども考慮していくことを関係各課に周知していくとともに、人事課とも連携を図っていきたくと考えております。

○鈴木司郎委員長 下江委員。

○下江洋行委員 確認ですが、今、離職を余儀なくされた失業者のための雇用、就業の機会をつくるという事業の説明をされたと思いますが、例えば、公図デジタル化事業とかさ

まざまあるんですけども、この中で有害鳥獣生息状況調査及び生息図作成事業、これについては委託料としてJ A、猟友会等に委託するというふうなことで伺っておるんですけども、この雇用に当たって、離職を余儀なくされ失業中、本当に職に困っている方が採用される事業として、この点についても考えてよろしいのでしょうか。

○鈴木司郎委員長 竹川商工課長。

○竹川和男商工課長 緊急雇用事業につきましては、今、申しましたように、離職を余儀なくされた方でありまして、雇用の条件として、仕事に意欲のある人、その事業の目的がしっかりと達成できることなどです。

したがいまして、市内における雇用の、特に中高年者、あるいは失業者の雇用の確保を特にPRして、その辺の雇用を図っていききたいというふうに思っております。

○鈴木司郎委員長 下江委員。

○下江洋行委員 もう一つ、採用において、基本的に採用される求職中の人については、この新城市、新城ハローワーク管内が対象という考えでよろしいでしょうか。

○鈴木司郎委員長 竹川商工課長。

○竹川和男商工課長 雇用につきましては、基本的にはハローワークを通じて雇用ということになりますので、雇用につきまして、できるだけ市内の業者、あるいは失業者を対象をお願いしていく予定でありますので、よろしく申し上げます。

○鈴木司郎委員長 下江委員。

○下江洋行委員 それでは、続いての質疑に入ってよろしいでしょうか。

歳出5款1項1目労働諸費、ふるさと雇用再生基金事業、観光案内事業の内容についてお伺いします。

○鈴木司郎委員長 原田観光課長。

○原田哲夫観光課長 観光案内事業につきましては、現在行っております観光課及び観光協会で実施しています観光案内業務の研修。

具体的には、市内の観光イベント等での体験、観光拠点の個別調査、観光案内ツールのマニュアル作成とデータベース化、観光案内体験による案内テクニックの習得、こういったものを生かしまして、実際の観光拠点でより地域に密着した観光案内業務を実施するというものです。

○鈴木司郎委員長 下江委員。

○下江洋行委員 今、ご説明を受けました観光案内事業の内容については、基本的に平成22年度の継続というような内容であるかと思うんですけども、そのことについて、観光案内業務内容の、具体的に働いてくださる方への指示というのは、臨機応変に行政、観光課から指示をされると、これができるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○鈴木司郎委員長 原田観光課長。

○原田哲夫観光課長 今の関係なんですけど、観光の拠点と言いますと、具体的には新城市の観光協会、こちらでも重要な観光の拠点ではないかというような考えがあります。そちらへの応援態勢、そちらでの実践も含めて、市内の観光拠点での実践を考えております。

○鈴木司郎委員長 下江洋行委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、山田たつや委員。

○山田たつや委員 先ほど、下江委員の話聞いていてわからなかった点について伺うつもりです。

歳出5款1項1目労働諸費、有害獣生息状況調査及び生息図作成事業、131ページ。

緊急雇用支援対策で使われる有害獣生息状況調査及び生息図作成委託は、どのような目的のために予定し、具体的な調査と成果を望んでいるか、お願いします。

○鈴木司郎委員長 熊谷農業課長。

○熊谷昌紀農業課長 本市におきましては、高齢化、獣害による耕作放棄地が急速に進むことが懸念されております。

現在、電気柵等防除補助事業による獣害の

防除、狩猟免許保持者による個体数調整、猟友会による駆除への委託等に取り組んでおります。

しかし、獣の出没しやすい箇所、里山の住みかとなり得る箇所の把握は集落でもできておりません。今までは捕獲すること、防除すること、追い払うことは実施されてきておりますが、集落から獣を遠ざけることは実施されてきませんでした。

そこで、新たにこの事業により、広大な里山を踏査して、獣が生息しやすい箇所を把握し、地域住民等を主体とした里山の整備計画を策定することを目的としております。

地域ごとの集落図を作成し、現状でございますが、防護されているものやされていないところなどと出没する箇所を照らし合わせて、集落全体で考えていただき、緩衝帯を設置するなどの策を講じてまいりたいと考えております。

○鈴木司郎委員長 山田委員。

○山田たつや委員 里山整備計画ということですが、先日、下江委員がわな免許を取るということで、一緒に第一陣で行って来ました。新城市の受付でも60人以上来て、この市内でも40人以上が試験に来ていたようです。

実際に試験会場でも240人以上という大変な数だったんですが、こういう緊急雇用ということで、生息図が必要なのはわかりますけど、実際に来られた他の市の市の方とか、ちょうど隣にいたのが東郷町の職員の方でした。実際に困っているから、担当職員も取らなくちゃいけないということで、こういうふうに関許を取りに来たそうなんですけど、こういう予算があって、こういう計画を立てているというふうに聞いたら、こういうふうに言われたんです。「今さらこんなものをやるんですかね」とそういう話があったんですが、どこかで聞いたような話で、「今さら」という言葉があったそうなんですけど、実際に地図をつくってやることには期待しておりますが、

委託してやるということは、先ほど下江委員の話の中で、JAや猟友会とあったんですが、委託業務については既に猟友会のほうには出してあると思うんです。事業について、どういう展開をしていくかということを少し教えていただけますでしょうか。

○鈴木司郎委員長 熊谷農業課長。

○熊谷昌紀農業課長 委託先でございますが、これにつきましてはJAや猟友会とは限らず、まず委託業者を選定することが先でございます。その後、先ほど商工課長が申し上げましたように、雇用者を創出するということがございますので、あくまで決定はいたしておりませんので、ご了解いただきたいと思っております。

今後の事業の展開ですが、まず今年から県の普及課におきまして、こちらに獣害担当の専門職の職員が配属になりました。その方と猟友会の役員などによりまして、雇用された方などと当然、勉強会を数回重ねてまいります。

里山から半径2キロメートルから3キロメートルの範囲を調査する予定でございます。その調査したものを国土地理院などの地図に落としまして、いろんな箇所、多分いろんなところに出歩いているかと思っておりますけれども、まずは山の調査をいたしまして、地図に落とし、その地図を地元を持ち帰りまして、地域の防除対策と照らし合わせて、どうなっておるか検討して、まず地域でもいろいろな、電牧柵が効かないようだとかいう話も聞いておりますので、いろんな地域の実情と照らし合わせて対策を考えてまいりたいと、このように思います。

農業から農家を守るというのは当然なことで、それ以上、山に我々が踏み込んでいくのはいかなものかと思っておりますけれども、まずは調査をやって、地域とともに対策を講じてまいりたいと思っております。

○鈴木司郎委員長 山田委員。

○山田たつや委員 鳥獣害被害、大変厳しいということは、地図をつくらなくてもわかるとは思いますが、こういう雇用の対策でどんどんやっていただくということは大変助かると思います。

最後に、先ほどの下江委員のときに、働いていただくのは新城市で働いていただくというのが一番いいと思うんです。地図をつくったりする会社とか、この事業に入る会社というのは、市外でも特に限定されていないでしょうか。それを最後にお伺いします。

○鈴木司郎委員長 熊谷農業課長。

○熊谷昌紀農業課長 特段、指定はされておられませんけれども、考えとしては、いろんな事業者を選んで入札形式で考えていきたいと思っております。

○鈴木司郎委員長 山田たつや委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 131ページ、労働諸費、下江委員のほうでもご回答をいただきました。

この中で、公図検索システム導入業務委託料について、まず根本的に緊急雇用については、失業者等の雇用機会を創出するための雇用の受け皿をつくり出す事業ということで、基本的にこういうふうにも明確になっております。それとの関係、どのように関係してくるのかお尋ねします。

○鈴木司郎委員長 竹川商工課長。

○竹川和男商工課長 公図検索システム導入業務は、土地整理図、公図のデジタル化による検索システムの構築を行う業務であり、この業務を進めるに当たって緊急雇用創出基金事業を利用するものであります。

この緊急雇用創出基金事業の実施に当たっては、直接雇用と委託雇用の両方の事業方法がありますが、公図のデジタル化については、効率的なシステム構築をするために委託雇用を予定するものであります。

また、契約実施業者につきましては、先ほ

どご説明しましたが、採用に当たっては緊急雇用創出基金事業の目的が十分達成できることはもちろんのこと、地元の失業者の採用などをお願いしてまいりたいと思っております。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 土地整理図においては、あくまでも基本となる公図的な取り扱いということで、大変手なれた方のほうが本当はよろしいかと思うのですが、これは緊急雇用の中で委託をして、委託先からのデジタル化に向けての動きということに関して、ちょっと不安が残るかと思えます。

これを実施するに当たって、精度な取り扱いの仕方をももちろんやっていかないといけないかと思えますけど、もちろん母体となる委託先、これだけの規模を受けるに当たっては高度な技術も要するということになりますので、そこで雇用される皆さんも熟読された扱いをやっていかないといけないかという、ちょっと心配をしますけれども、その辺については大丈夫でしょうか。

○鈴木司郎委員長 竹川商工課長。

○竹川和男商工課長 公図のデジタル化ですけれども、委託業者は専門業者、特に大企業のかかなり実績のある業者に委託を考えておまして、その業者のいろんな雇用の情報とか、あるいは職安へ紹介するとか、そういうふうなことをしまして失業者の雇用ということでありまして、委託の雇用につきましては、先ほど言いましたように、この事業の目的が達成できることと同時に、公図のデジタル化のシステム構築ができるようなことを考えていきたいというふうに思っております。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 大切な公図でありますので、取り扱いも含めてチェックを図りながら推進していただきたいと思えます。

次に、同じく労働諸費、緊急雇用創出基金事業の（３）、先ほども山田委員からお話がありましたけれども、回答についてはほぼ理

解するところではあります、具体的な調査方法として、来年度、そういう方法でやっていこうという方向性はわかりました。ただ、それに付け加えて、現状把握がまず必要でありますので、現状で捕獲おりがどういうふうに設置されているのか、電牧さくがどういうふうに張りめぐらされておるのか、どっちみち調査するのでしたら、そんなような広範囲な調査方法もあるんじゃないかと思ひまして、付け加えていただければ、防除の体制、それも把握しておいたほうがいいんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

実は、私どもの地区は1週間前におりを買ひまして、地域で買ったんです。行政では面倒を見ていただけないということもありまして、買っちゃったんです。買って、それを猟友会の皆さんが管理します。そういう実態に合わないような、行政の皆さんが把握していないような防除体制を取ってみえるところも中にはあるんです。

それも付け加えてやっていけば、生息調査に何らか役に立たないかと思ひまして、いかがでしょうか。

○鈴木司郎委員長 熊谷農業課長。

○熊谷昌紀農業課長 委員おっしゃるとおり、当然、里山の生息調査を行うわけですけれども、その後、先ほども申し上げましたように、地域に入って地域の実情、おりはどこに置いてあるか、電牧柵はどのように張られているかということも地図に落としてまいりますので、ご了解いただきたいと思ひます。

なお、現在のおりの把握でございますが、市で把握しておるおりにつきましては、ほとんど猟友会員が管理しておりますので、地図上に現在落としてあります。どこにおりが入っておるかということも、こちらとしては把握しておりますし、電牧柵だけにつきましては、地図には落としてありませんが、地域でそのような図を住民とともに作成してまいりたいと思ひしております。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 同じく、労働諸費の4番、緊急雇用創出基金事業の(8)児童生徒学習支援員配置事業についてであります。

1番として、本年度の実績をお聞きする中で、新年度の取り組み方法についてお尋ねします。

○鈴木司郎委員長 小西学校教育課長。

○小西祥二学校教育課長 お答えします。

本年度、12人の学習支援員を12校に配置いたしました。配置校の要望した業務内容を主な仕事として勤務いたしました。

平成23年度も事業継続が認められ、予算は半額となりますが、ハートフルスタッフ配置事業など他の事業と調整して、新城教育の充実のために学習支援員を配置してまいります。

○鈴木司郎委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 歳出5款1項1目労働諸費、観光案内事業ということで、131ページでございます。

今、下江委員からも観光案内事業の業務という中でいろいろな業務を聞きましたので、おおむねわかりましたけれども、改めて、この観光案内委託料はどこに委託して、どのような業務をとということで、業務のほうは結構でございますので、どこに委託するのか教えていただければありがたいです。

○鈴木司郎委員長 原田観光課長。

○原田哲夫観光課長 この業務につきましては、今年度行っております業務の延長線上で考えておりますので、NPO法人しんしろドリーム荘さんを予定しております。

○鈴木司郎委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 今年度からの継続事業ということで、ドリーム荘ということなんですけれども、今年度の雇用、何名ぐらい雇用して、どんな勤務体系か教えていただけますか。

○鈴木司郎委員長 原田観光課長。

○原田哲夫観光課長 今、観光協会、そちらの職員が3名、それから時期的な問題がありますけれども、木かげプラザに2名、5名が在籍しております。

勤務体制につきましては、木かげプラザについては4時までになりますし、あと3名の職員については、扶養の関係等もありまして、時間は5時間とか6時間、あらかじめ決めた時間で対応させていただいております。

○鈴木司郎委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 もう一点、お願いいたします。

3名と木かげプラザに2名、5名の勤務体系ということを知ったんですけれども、先日、観光協会の事務局長さんとお会いしたときに、新城の観光を一手に受けている観光協会が、観光課とタイアップしないかどうかはわかりませんが、二人で大変苦労しているらしいんです。この1年間、新しく募集して来た事務局長プラス職員1名ということで、毎夜、毎夜遅くまで、新城市の観光情報発信からいろいろな書類作成まで苦労しておって、私は当然、そこの業務も一緒になってやっているのではないかとお聞きしたら、観光協会とは全然関係ない事業だと言われたものですから、これはおかしいなということで、ぜひ今年度においては、3名プラス2名で5名という配置等もよく考えていただいて、せっかく新城市には大きな観光資源がいろいろありますので、観光課と観光協会が緊急雇用創出事業をうまく使って、観光協会のお手伝いができるようにしていただきたいと思うのですが、その点についていかがですか。

○鈴木司郎委員長 原田観光課長。

○原田哲夫観光課長 平成22年度におきましても、最初の4月、5月、特にさくらまつり、のぼりまつりのころにつきましては、電話等での案内業務が多いということで、観光案内員の方に実践を積む意味で、観光協会に籍を置きながら業務をさせていただきました。

平成23年度につきましては、先ほど申しましたように、観光協会につきましても市内の観光拠点の重要なものだという位置付けで、そちらのお手伝いというか、業務ができないかということで、これからドリーム荘さん等々と協議していく予定になっております。

○鈴木司郎委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 ありがとうございます。

ぜひ新都市の観光を全国に売るという、設楽原の鉄砲もありますし、長篠城や史跡等の観光もありますので、有効に緊急雇用創出事業をドリーム荘さんをご相談した上で、観光課、観光協会で有効に職員を使っていたきたいと思います。

○鈴木司郎委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

(発言する者なし)

質疑なしと認めます。

歳出5款労働費の質疑を終了します。

この際、暫時休憩をいたします。午後は1時15分から再開します。

休憩 午後0時08分

再開 午後1時15分

○鈴木司郎委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

歳出6款農林水産業費の質疑に入ります。

最初の質疑者、鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 6款1項3目農業振興費、農業振興対策事業、戦略作物生産拡大関連施設緊急整備事業補助金、137ページ、2点お伺いします。

どのような効果が期待できるのか。

2点目、付加価値を付けるための販売戦略はどのように考えているか。

○鈴木司郎委員長 熊谷農業課長。

○熊谷昌紀農業課長 この事業でございます

が、国が戸別所得補償制度による食料自給率の向上に向けた生産拡大を実現するために、制度導入の初年度、来年度でございますが、初年度における緊急対策といたしまして、麦、大豆、新規需要米等に係る体制整備や共同利用施設の整備を支援するものでございます。

国が市町村を經由いたしまして、生産者団体に2分の1補助するもので、内容といたしましては、コンバインベラー、自走式ラッピングマシンを愛知東飼料生産組織が、また乾田直播搭載型のシーダー、ロールベラー、自給飼料搬送車を源氏肥育組合が実施主体となって機械を整備するものでございます。

この導入によりまして、主食用の米でございますが、その機械体系では対応できないWCSと言いまして、稲の発酵粗飼料でございますが、その生産体制の整備が図られるものでございます。

2点目の付加価値を付けるための販売戦略ということでございますが、生産体制が整備されたことによりまして、生産調整の推進、畜産農家の経費の削減、消費者に安全で安心の肉の供給ができるものと考えております。

○鈴木司郎委員長 鈴木委員。

○鈴木眞澄委員 効果については、これから期待するということでしたので、これは理解するところでございます。

2点目の付加価値を付けるための販売戦略はということで、菌床シイタケの販売戦略ということもこの中にとらえられているのかなというふうに思うわけです。今、東三河の菌床しいたけは、東三河しいたけとして販売、流通されているようですけど・・・。

○鈴木司郎委員長 熊谷農業課長。

○熊谷昌紀農業課長 先ほどご説明いたしましたが、この事業はシイタケの事業ではございませんので、国が戸別所得補償制度によりまして生産拡大を向けまして、機械の整備などを行う事業でございまして、その整備を実施するものであります。

今回は稲発酵粗飼料といいまして、WCS、サイレージをつくるための機械を整備するものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○鈴木司郎委員長 鈴木眞澄委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、前崎みち子委員。

○前崎みち子委員 歳出6款1項3目、137ページ、農業振興費、農業振興対策事業につきまして、1点目、農業経営近代化施設整備事業につきまして、山間地営農等振興事業補助金の対象となる事業は。

2点目につきましては、今、鈴木眞澄委員から質疑がありましたので、取り下げさせていただきます。

○鈴木司郎委員長 熊谷農業課長。

○熊谷昌紀農業課長 まず、山間地営農でございますが、山間地等の過疎地域におきまして農業振興の強力な推進を図るために、愛知県が市町村を通じまして、農協を含め、農業者の組織する団体等に対しまして、農業用施設や機械購入等の事業に2分の1補助をする交付事業でございます。

今回でございますが、農林業公社しんしろが導入する二次培養用の菌床シイタケハウスと、八名井イージーファームがコンバイン・コンテナを導入する事業に補助するものでございます。

○鈴木司郎委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 平成22年度にも振興事業補助金の事業が行われているんですが、その関連性は今年行われる事業のほうはありますか。

○鈴木司郎委員長 熊谷農業課長。

○熊谷昌紀農業課長 関連性といいますか、毎年、この事業は県が実施している事業でございますので、その都度、農業者の組織する団体から要望がございましたら申請していただくものでございます。

○鈴木司郎委員長 引き続いて、次の農業経

営施設のほうに入ってください。前崎委員。

○前崎みち子委員 農業経営施設整備事業について、農業用経営施設栽培実証実験委託料において実証される施設栽培作物と、その目的は。教えてください。

○鈴木司郎委員長 熊谷農業課長。

○熊谷昌紀農業課長 農家の収入の安定化のために、単位面積当たりの収益の高い園芸生産品目を拡大いたしまして、集約園芸の代表的なハウレンソウを手始めに、年間を通じまして適地適作で販売的に有望な品目を組み合わせて産地形成を図ることといたしております。

農業生産者の高齢化が顕著に進みまして、これまでの農業振興策では農業生産の衰退や産地維持も困難になりつつあるため、新たな農作物の園芸品目に取り組み、販売額を上げられる産地化を実証いたしておるところでございます。

この事業は、愛知経済連、愛知東農業協同組合、新城市と共同で実施いたしまして、栽培環境や適地を生かした品目選定と産地化のモデル、また標高差を生かしました作手、鳳来、新城のリレー栽培、農家所有地に縛られない栽培適地の確保の支援、行政とJAによる栽培適地の土地集積、水利確保への支援、また実証実験の場所でございますが、来年度は作手地区1カ所を予定しております。

○鈴木司郎委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 実証の委託料ですけども、どこへ委託されるのかわかりましたらお願いします。

○鈴木司郎委員長 熊谷農業課長。

○熊谷昌紀農業課長 愛知東農協へ委託したいと考えております。

○鈴木司郎委員長 前崎委員。

○前崎みち子委員 6款3項2目、145ページになります。林業振興費、山間地営農等振興事業、山間地営農等振興費について、山間地営農等振興事業補助金の対象となる事業は

どんなものでしょうか。

○鈴木司郎委員長 古市森林課長。

○古市隆宣森林課長 山間地営農等振興事業につきましても、先ほど農業課から答弁をいたしました同様の事業でございます。これにつきましても、山間地等を対象にしまして農林業資源の活用等を通じて、林業振興の強力な推進を図るための、愛知県が市町村を通じて林業者の組織する団体等に対しまして林業施設や機械購入等の事業に対し2分の1を助成する補助事業でございます。

今回は鳳来製材組合が事業主体となって整備をします木材乾燥機1基の導入に対して補助をするものであります。

○鈴木司郎委員長 前崎みち子委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 6款1項6目農業振興費、農村振興推進事業、139ページです。食と地域の交流促進対策事業について伺います。

1点目は、事業の目的及び該当する活動内容はどのようなものか伺います。

2点目は、今回の食と地域の交流促進交付金の対象とする具体的事業は何かお尋ねします。

○鈴木司郎委員長 熊谷農業課長。

○熊谷昌紀農業課長 農林漁業者の所得向上と集落の維持・再生を図るために、農山村漁村の6次産業化を推進するなど農山村の活性化を図る目的で国が制度を定めたものでございます。

活動内容でございますが、農村交流プロジェクトやグリーン・ツーリズムなど、食をはじめとする豊かな地域資源を生かし、農村を教育、観光などの場として活用する集落ぐるみの多様な都市農村交流等を推進する取り組みを支援するため、その推進体制の整備や実践活動などに必要な経費を、国が集落等に直接交付するものでございます。

ちょっとおわびを申し上げなければならな

いのですが、この制度の内容の詳細が決定をいたしましたのが2月中旬でございまして、予算計上時点では直接集落に交付されるのが決定をしていなかったため、市が事業主体として計上させていただきましたが、来年度の補正で減額をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

2点目の今回交付対象とする具体的な事業でございますが、この事業に対しまして二つの地域が手を挙げております。

まず、出沢の地区で鮎滝を活用して地区を広くPRし、猪肉のウインナーづくり体験などを実施し、都市と農村の交流を図り、地域を活性化させる取り組みを計画しております。

また、東郷東小学校区を対象に蛍を題材に河川環境の整備、幼虫の飼育など、生き物観察会やホテル鑑賞会、長篠設楽原の合戦等と組み合わせ、都市と農村の交流活動や生態系、集落景観などの農村環境の保全が図られる取り組みを考えており、現在、この二つの集落が直接国へ申請手続きを行っておるという状況でございます。

○鈴木司郎委員長 鈴木達雄委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 農業費総括として、133ページ、6款1項についてお尋ねします。

22年を振り返りますと、春先の低温がまず起こって、その後、春から夏にかけて日照不足、夏場の猛暑と気温の影響がございました。加えて、鳥獣害被害によりまして市内農家の農畜産物経営に大変な影響を与えたというのが22年の目立った動きでありました。

それで、米価も大幅に下落いたしまして、今日は資料を持ってきていないですけども、今までの一等米というものの水準が半分以下になってしまったと、二等米、三等米まで落ち込むような事態が起きております。

その上、関税の撤廃の動きがTPPによって予想される来年度でありますけれども、な

らば地域経済や環境に対する影響というのは非常に深刻になる事態が予想されます。

新城農業におきましては、やはり農地の集積はもちろん、担い手の確保、農業所得の増大に向けた取り組みというものが来年度予算に生かさなければならぬと思いますが、どのように進めていかれるのでしょうか、お尋ねします。

○鈴木司郎委員長 熊谷農業課長。

○熊谷昌紀農業課長 22年度は委員のおっしゃるとおり、春先の日照不足、また夏場の猛暑によりお茶をはじめ、米の品質低下や野菜、果実の生育不良が発生をいたしました。

それに付け加え、鳥獣による被害が例年より多く、農作物に影響を及ぼしました。捕獲数も今年度は非常に多く、倍増した次第でございます。

この2月には高病原性鳥インフルエンザの発生により、発生農場をはじめ、周辺家禽農家の皆様には大変苦慮されていることと存じます。市といたしましても、何らかの支援を考えておるところでございます。

また、国は戸別所得補償モデル対策を開始し、T P P参加の検討を表明いたしました。T P P、鳥インフルエンザ、猛暑はいずれにいたしましても、マスコミで大々的に取り上げられたところでもあります。単に農政分野だけの話題という意味を持つだけではなく、市民共通の話題であったとも言えると思います。農業は人が生きていく上で必要な食料を生産する人間の根幹産業であると認識いたしております。

さて、来年度の予算であります。新たな施策といたしまして、農業振興対策室を中心といたしまして農政関係各種機関により人選されたプロジェクトチームによりまして、既存の遊休農地の解消や耕作放棄地対策のために農業後継者育成、新規収農者の支援を行いたいと考えております。

また、近年は農業従事者の減少、高齢化の

進展、農業所得の減少、農村の危機的状況にあり、国が示す安全で安心な農産物の安定供給を目指すためにも、農業資材も再生できるように推進してまいります。

次に、産地形成の取り組みといたしましては、奨励する菌床シイタケの経営安定が図られるよう、経費の一部を愛知東農協と市で2分の1ずつ補助をいたしております。

このように新規事業をはじめ、鳥獣害対策、食育など安全で安心な暮らしができるように、また国の予算などをフルに活用しながらしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 力強い農業政策に対しての意気込みが感じられましたけれども、特にこの中で話題づくり、来年度は農業に対する注目を浴びるであろうT P Pの問題について、私の質疑通告を出してある中身から、市長の見解をお尋ねするような立場になるわけがありますけれども、一般質問でも最後で途切れてしまったわけですが、行政刷新会議において規制制度改革、分科会のワーキンググループに所属された中で、参加された中での農業のあり方、新規参入も含めたいろんな取り組みの改善等々が市長からも突っ込んだ議論をしていただきました。大変ありがたく思っております。特にT P P問題の交渉も含めまして、来年度というのは新城農業に対しての何らかの影響というのが、その方向によっては影響を受けるだろうということで、来年度の予算にどのように取り組んでいくのか、T P P問題を含めてお尋ねしたいと思います。いかがでしょうか。T P Pに限ってお願いします。

○鈴木司郎委員長 穂積市長。

○穂積亮次市長 行政刷新会議においては、T P Pは直接の議論対象になっておりませんので、私からそれについて同委員会で何かの発言をしたということはありません。

また一方で、T P Pに関する影響額については、一般質問、代表質問でのご質問にお答えしたとおりでございます。農業面のみならず、工業、商業、すべての産業に大きな影響があると思っています。自由貿易体制の堅持、あるいは国際競争力の強化、国際の相互依存関係の強化というのは日本の発展にとって不可欠でありますけれども、それによる農業等に与える打撃については、別途、農業保護というものをしっかりと構築していくのも国の務めであろうと思いますし、私どもとしてはT P P交渉がどのようになるか注意深く見守りながら、新都市の農業基盤の強化のためにさまざまな施策を今回、幾つか出ささせていただいた次第でありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 通告の中にある関税撤廃との動き、環境影響が大変深刻であるということを前段で訴えさせていただいたわけですが、例えば、一般的にマスコミでも言っている、吉野家の牛どんが380円で今は売られているようですが、あれが関税撤廃によって100円になるのかと。なるのかと言うと、果たしてそうであろうかという、今の流通環境を見ますと、よく下がって30円ぐらいだろうと、350円ぐらいになるんじゃないか、そのような論法をされている学者さんもお見えになるようでありますけれども、こういう議論をするよりも、今、市長がおっしゃいましたように、新城の農業の保護のために、どう国策として、新城の市政として動いていくかという予算が反映されなければならないと思います。

再度お尋ね、これは職員のほうにもお尋ねしたいと思うんですけれども、戸別所得補償の関係のお話もございました。それから、小規模農家を存続させるということも関連付けてご回答をいただいておりますけれども、来年度以降、T P Pの動きによって農地を手放

す動きというのはどんどん増えていく可能性が非常に高いんです。この農地を手放す過程の中で農業の集積化のことが予算に載っております。もう一つは、担い手の確保のことが載っております。

一つの例としてこれだけお聞きしたいんですけれども、手放す農地が出てくるのは、来年度以降、かなり予想されると、政府の動きにも絡んでくると思うわけですけれども、それを引き受ける体制、新城の農業を構築するためにも引き受ける体制というものが、確固として引き受け体制の窓口をしっかりと明確につくっていく、それが非常に大事でありますので、動きとしては動いておるんですけれども、ホームページを見ても、ぱっと一面でわかるような仕組みをつくるとか、新城農業に対してはどんどん引き受けますと、農業以外のものに対してもどんどん引き受けますというような体制づくりが非常に肝心だと思いますので、人を育てる方向の、先ほど私が1問目に言った農業の集積、担い手の確保プラス農業所得の増大というふうに結び付けていくと思いますので、その取り組みをもう一度確認したいんですけれども、具体的にもっとP Rできるような仕組みをつくっていただきたいというのが私の願望ですが、いかがでしょうか。

○鈴木司郎委員長 斉藤産業・立地部長。

○斉藤政道産業・立地部長 この点については、私からお答えさせていただきたいと思います。

農地の貸し借り、売買につきましては、農林業公社しんしろが受け持ちをしておるところでございますので、農業振興対策室との連携を深めながら、そちらについてもしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○鈴木司郎委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

長田委員。

○長田共永委員 鈴木達雄委員の6款1項6目の(2)、今回の交付金対象の具体的事業は何かという点で関連質疑をさせていただきたいと思っております。

今のご説明だと、出沢区と東郷東小学校区が国へ申請しているということですが、そうなった経緯、つまり、これは公金の背景課題等を見ますと、地域にとって使いやすい交付金を国が直接交付するというところでございますが、この出沢区と小学校区が選ばれたのは、行政側がこれを直接選んだのか、こうした交付金があるということで地域から応募されてきた事業がこの二つの事業だったのか、ここを確認したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○鈴木司郎委員長 熊谷農業課長。

○熊谷昌紀農業課長 これにつきましては、私どものほうでいろいろと集落に出向いて、夜に会合等を多々しております。当然、戸別所得補償の事業の関係ですとか、いろんな関係で集落に出向いております。

集落の中からはいろんな話がございまして、とりあえず、この事業は来年度から始まるわけですけども、こんなことをやってみたいという集落がございましたので、うちのほうから投げかけをさせていただいたら、ぜひ取り組んでみたいというご返事をいただきましたので、応援をしておるところでございます。

○鈴木司郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

前崎委員。

○前崎みち子委員 ただいまの鈴木達雄委員の質疑について、長田委員から質疑がありましたけれども、私のほうからもその関連で、鮎滝はグリーンツーリズムというか、食と地域の交流という点ではよくわかるのですが、東郷東小学校のホタルの件につきまして、それはどういう観点から交付事業と結び付くのかを説明いただきたいと思います。

○鈴木司郎委員長 熊谷農業課長。

○熊谷昌紀農業課長 この事業の中身がいろんな区分に分かれておりまして、ホテルにつきましては、農村環境の活用推進という事業区分で、そこに生き物の観察会等を通じて都市と農村の交流活動を図るというような事業メニューになっておりますので、また、地域提案型活動とあって、鮎滝はそちらの事業を活用して行うものでございます。

区分メニューが10項目ほど分かれております。農林水産省のホームページ等を見ていただけるとわかるかと思えます。

○鈴木司郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(発言する者なし)

質疑なしと認めます。

歳出6款農林水産業費の質疑を終了します。

ここで、説明員入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時42分

再開 午後1時43分

○鈴木司郎委員長 歳出7款商工費の質疑に入ります。

最初の質疑者、下江洋行委員。

○下江洋行委員 7款1項3目観光振興費、観光のまち新城PR事業、どのようなPR事業を考えておられるのかお伺いします。

○鈴木司郎委員長 原田観光課長。

○原田哲夫観光課長 観光のまち新城PR事業は、市の特産品、みやげ品、郷土芸能などを通じて行う直接宣伝と、新聞、雑誌をはじめとした広告媒体を利用した間接宣伝により観光産業と地場産業の連携を図り、知名度の向上と観光イベント等を通じて直接新城市への観光客誘致を図るものです。

市独自に行います観光PR事業と、広域対応としての愛知県観光協会と連携したキャンペーン事業を予定しております。

具体的には、ガイドブックやパンフレットの印刷製本費、雑誌や新聞への広告料、産業プロモーション参加に係る旅費が主なものです。

○鈴木司郎委員長 下江委員。

○下江洋行委員 一点確認ですけれども、新城市の独自の観光ガイドマップの作成費、こういったものはこの中に含まれていないと考えてよろしいでしょうか。

○鈴木司郎委員長 原田観光課長。

○原田哲夫観光課長 観光ガイドマップにつきましては、観光協会が去年つくった分がございます。それがありますので、ガイドブックについては個別のガイドブックになるかと思えます。

○鈴木司郎委員長 下江委員。

○下江洋行委員 続いての質疑にまいります。

7款1項3目観光振興費、観光一般事務経費、県観光協会負担金の負担内容は。また、負担金の算出根拠について伺います。

○鈴木司郎委員長 原田観光課長。

○原田哲夫観光課長 県観光協会負担金85万円の内訳なんです。普通会費29万円と観光キャンペーン会費56万円の合計額となっております。

そのうち普通会費につきましては、均等割合会費と比率割合会費の合計額です。比率割合会費につきましては、各種統計資料によります人口、観光客入り込み延べ人数、宿泊収容人数、総生産額における第3次産業生産比率、第3次生産額に対するサービス業生産比率を点数化したものを基礎として負担額を決定しております。

また、観光キャンペーン会費につきましては、人口割、入り込み割、宿泊施設割、県営の施設割等から積算しております。

負担金は、県内全市町村が負担、拠出してございまして、県内に内外観光客を誘致して観光事業の振興を図り、地域文化の向上と県民の福祉増進のための事業に使われております。

観光宣伝事業といたしましては、観光展の開催、旅行会社に対する観光の商談会の開催、観光PRの実施を行っております。

また、観光情報の収集及び提供事業といたしまして、ホームページ、これは愛知県の観光ガイドの運営、月刊広報誌、旬感観光あいちの観光印刷物の発行、地域ブランド育成支援、武将観光キャンペーン、愛知県観光交流サミットへの支援等、幅広い事業に使われております。

○鈴木司郎委員長 下江洋行委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、商工振興費3の企業立地推進事業、149ページです。企業誘致DVD作成委託についてお伺いいたします。

1点目といたしまして、再製作の意図と必要性、前回製作のDVDとの違いをお伺いします。

2点目といたしまして、前回作成のDVDの活用と効果、成果をどのように検証されているのかをお伺いしたいと思います。

3点目といたしまして、外部委託せずに若手職員による自主制作等の可能性の検討はされたのかお伺いしたいと思います。

○鈴木司郎委員長 松山立地課長。

○松山立夫立地課長 1点目、再製作の意図と必要性、前回製作DVDとの違いにつきましては、今回製作する企業誘致DVDにつきましては、新東名高速道路及び三遠南信自動車道のインター開設に伴い、本市の交通アクセスは飛躍的に向上すると考え、これを千載一遇の好機ととらえ、企業誘致につなげるために製作するものです。

前回との違いでございますが、前は高速道路予定地の立木伐採等が主な映像であったため、今回はインター周辺道路を含め、橋脚が並んでいる映像となるため、前回よりインパクトのあるものと思われま。これにより、高速道路の開通に伴う優位性を前面に出した

ものとしたいと考えております。

2点目、前回製作DVDの活用と効果、成果につきましては、企業訪問、企業誘致説明会での配布及び企業誘致フェア等各種出展時の配布・放映等、視聴覚に訴え、パンフレットでは伝え切れない部分、企業用地の紹介を含め、新城市全体を知ってもらうという意味で非常に効果が上がっていると考えます。

企業立地につながる成果につきましては、経済状況に左右されるため、すぐに表れてくるとは思いませんが、今後に期待するものでございます。

3点目、外部委託せずに若手職員による自主制作の可能性につきましては、DVD自主制作につきましては、映像データの収集、ヘリコプター等による上空からの撮影など特殊器材が必要なことから、配布用のDVDの作成につきましては業者委託としております。

今後、市で撮影器材の導入及びDVD編集器材が整備された場合は、自主製作も可能になるのではないかと考えられます。しかし、費用対効果を考えますと、業者委託が適当と思われる。

○鈴木司郎委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 前回とは環境が大分変わったということらしいですけど、そんなに劇的に変わって、多少橋脚がありますけれども、交通アクセスというのは前回製作したときから劇的に変わることはわかっていたものですから、そういうことを当然PRされていたと思うんですけども、あえてそこを強調する必要性と、なぜ前回そこを強調しなかったのかということに疑問を感じるわけですけども、そこが再製作の理由になる、いまいち弱いんですけども、どういうふうにお考えでしょうか。

○鈴木司郎委員長 松山立地課長。

○松山立夫立地課長 環境が変わったということは、時間がたちましたのであります。中日本高速道路からインターの具体的な完成予

想図等をいただいておりますので、より一層、高速道路開通を前面に出したものを作成したいと思ひまして、今回の作成になるという状況です。

○鈴木司郎委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 それでは、確認しますけれども、作成枚数ですとか、今回のDVDの活用方法、配布先についてはどのようにお考えですか。

○鈴木司郎委員長 松山立地課長。

○松山立夫立地課長 作成枚数につきましては、20年度に500枚を製作いたしました。その後、22年8月に200枚を追加作成いたしております。

内容につきましては、初回に作成したものにしまして、新城の八名井の企業団地、田町川土地区画整備組合の宅地等の分譲が終了いたしましたので、そういうものの削除等しております。

○鈴木司郎委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 配布先が答弁漏れかと思ひますけれども、平成22年度に200枚追加したと、インパクトの弱いものを何で追加する必要があったのか。来年つくるんだったら、それを待っていて、ちゃんとしたものを200枚余分につくったほうがいいと思うんですけど、何でインパクトの弱いものを22年度にわざわざ、古くなるものを追加して発注されたんですか。

○鈴木司郎委員長 松山立地課長。

○松山立夫立地課長 先ほどの配布先なんですけれども、企業誘致説明会、各企業誘致フェア、企業訪問等で配布をいたしました。

なぜ追加作成をしたかということでございますけれども、浜松で行いました企業誘致説明会におきまして、枚数の不足もありましたし、22年7月に南部企業団地、一部売れたということもありまして、そういう形で修正を加えて作成したということでございます。

○鈴木司郎委員長 滝川委員。

○**滝川健司委員** そういうことで理解しまして、次のDVDの効果があったということですが、どういふ観点から効果を検証されて、効果があったと判断されたんでしょうか。

○**鈴木司郎委員長** 松山立地課長。

○**松山立夫立地課長** DVDの効果につきましては、先ほども申しましたが、なかなか目に見えないところでございますけれども、新城市を知っていただくことが第一でございますので、各企業等に配布いたしまして、見ていただいておりますということで効果が出ておるということでございます。

○**鈴木司郎委員長** 滝川委員。

○**滝川健司委員** それで効果があったと解釈するというのは、都合のいい効果だと思えますけど、聞いても前向きな答弁はいただけないと思えますけども、次の若手職員による製作が、専門家に委託したほうがいいという判断らしいですけれども、確かに映像的なテクニックですとか、空撮映像、コンピューターグラフィック等の素材の製作に関しては、そういったプロの方がつくるのが確かに長けていると思うんですけれども、そうなると思分、よその市町村のDVDも同じようなコンサルタント会社、製作会社に依頼し、同じようなPRビデオができて、画一的なDVDにならざるを得ないと思うんですが、あえて、ここで若手職員の素人にそういう映像素材を与えて、自由な発想で、地元住民としてのDVDを作成したほうがよりPR効果が高いと思うんですが、そういう判断には至らなかったんですか。

○**鈴木司郎委員長** 松山立地課長。

○**松山立夫立地課長** 企業誘致説明会等におきましては、職員がつくりましたパワーポイントを使いまして企業用地のPRをして、好評だというふうに思っておりますが、私どもの部内でも協議はいたしましたけれども、委託したものと同等の品質を得るには、まだ

機器等の問題もありますので、時間の制約もございましてということで委託という結論に達したということでございます。

○**鈴木司郎委員長** 滝川委員。

○**滝川健司委員** だから、素人のほうが素人らしくていいと私は思うんですけど、そういう発想にならないということなら仕方ないでしょうし、せつかく情報センターに立派な資料がありますので、ぜひ活用して職員の方に自主製作でつくっていただいたほうがいいかと思うんです。せつかくある施設と若い職員の才能、センスを活用していただければと思いますけれども、これは答弁の必要はないです。

次に入りたいと思えますけれども、企業用地等開発推進事業、151ページです。

新城インターチェンジ周辺地区計画案作成業務委託についてということでお伺いしますが、補正で21年度予算は削除されたわけですが、答弁等でオーダーメイド方式ということがありましたけれども、オーダーメイド方式による地区計画とのことで、予算執行できるオーダーというのはどこまでのオーダーを想定されておるのかお伺いしたいと思います。

それから、2点目といたしまして、基本的に本市のインターチェンジ周辺地区における地区計画の基本構想についてはどのようにお考えかお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○**鈴木司郎委員長** 中島開発室長。

○**中島勝開発室長** 予算執行できるオーダーについてでございますが、新城インター周辺企業用地開発については、基本的には愛知県企業庁にお願いするということで進めています。

しかし、企業庁は新城南部のほかにも多くの在庫を抱え、簡単に着手できる状況ではございません。着手するための条件として、新城南部の完売と、オーダーメイド方式で施行

するための進出企業のめどとなっています。

地区計画の策定には、その整備方法、整備主体、整備スケジュールなどが明らかで整備が確実であることが知事の同意に当たっての指針に示されておりますので、少しでも早く進出企業を探し、事業に具体性を持たせることが予算執行するための要件かと考えております。

次に、2番目の地区計画の基本構想については、新城インター周辺地区計画は、現在開発を予定している18.9ヘクタールについて、市街化調整区域内で工業系の土地利用を図るべき区域として用途規制するもので、その用途は製造業、研究開発施設、物流施設に限られています。

建築物にあつては、敷地面積、建ぺい率、容積率、高さ、壁面位置などが制限されますので、既に地区計画が策定されている八名井企業団地を参考に、地域の実情に合った制限を設け、良好な企業団地の環境の創出と保全を図っていくものと考えております。

○鈴木司郎委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 そうしますと、オーダーの要件というのは、かなりハードルが高いと思いますけれども、現時点で予算計上する必要があるのか。南部も完売の見通しは全然立っていないような状況ですので、完売の見通しが立って、具体的なオーダーが来そうな段階で補正で予算を立ててもいいように思うんですけれども、また当初予算に載せておいて、年末に補正で削除することを繰り返していかざるを得ないような気がするんですけれども、ちょっと発想を変えていただいて、企業庁にやっていただくという発想を捨てていただいて、先ほどのDVDも活用して、大手企業、あるいは製造業、研究開発機関というのは必ずお抱えのゼネコンを持っているわけですから、スーパー大手ゼネコンから準大手ゼネコン等は、それぞれ製造業の顧問的な部分ですとか、今までの工場の設計、施工等をす

べてやられて、そういった進出情報や設備投資情報というのをかなり持っていると思うものですから、そういった大手ゼネコンにアプローチをしていただいて、そういうところへ先ほどのDVDを配布していただき、企業庁に頼らずに民間活力を導入して、そういった大手ゼネコンの力で造成から工場建設をやっていただくような、そういった手法でないかと、南部が売れるのを待っていたらという話だと、インターチェンジはできたけど南部が売れていないからできませんという話になりかねませんので、企業誘致の発想の転換をしていただく必要があると思うんですけど、そういう手法についての検討の余地はないですか。

○鈴木司郎委員長 中島開発室長。

○中島勝開発室長 今、民間開発業者からという、ゼネコン、民間ディベロッパーの開発についてということがお話しされたわけなんですけれども、この件につきましても、いろいろとゼネコンさんや民間ディベロッパーさんともお話をさせていただきました。その中でも本市の思惑と合致するものであれば、双方の利害が合致するものであれば、どんどん前向きに考えていきたいとは考えておりますので、よろしく願いいたします。

○鈴木司郎委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 ぜひ前向きにアプローチしていただいて、向こうから言ってくるのを待つのではなくて、そういった日本全国の大手建設会社、ゼネコン等にアプローチして、どんどんPRしてやっていただきたいと思えます。

それから、2点目にちょっと確認しますが、先ほど業種、形態等をお伺いしましたけれども、奥三河一時間就業圏ということで開発を計画されていると思うんですけれども、そういった面からいくと、ある程度の雇用を見込める業種、形態でないとなかなか、せつかくつくったけど、トラックターミナルだとトラックと運転手しか雇用がないような

気がするし、それ以外の研究開発でも、地元雇用が果たしてそこで、業種によりますでしょうけれども、地元の雇用に貢献できるかという、専門的な研究開発だとなかなか難しい。

そうなると、製造業でもある程度の雇用を生むような企業の形態が考えられると思うんですけども、先ほどの3点以外ではなくて、本当に地域のことを考えるのであれば、製造業の、かつ雇用をたくさん必要とする業種1本に絞るような、そんな誘致活動も必要かと思うんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

○鈴木司郎委員長 中島開発室長。

○中島勝開発室長 今はこの景気の状態、こちらが企業を選ぶという経済状況ではないということもありますが、方向としては、東三河地域の基本計画に集積業種として指定されております機械関連、輸送機械関連、健康長寿関連、農商工連携関連などの製造業種をどんどん誘致していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○鈴木司郎委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 それでは、次の商工業等活性化対策事業、151ページ、そちらにいきたいと思います。商工会合併支援事業補助金についてお伺いしたいと思います。

1点目といたしまして、予算計上に至るまでの経緯と算出根拠をお伺いいたします。

2点目といたしまして、支援事業の内容と交付基準についてはどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○鈴木司郎委員長 竹川商工課長。

○竹川和男商工課長 1の経緯につきましては、平成22年12月6日に新城市・鳳来・作手商工会合併に伴う要望書が市長に提出されました。この中に、平成23年度に設立する予定の合併協議会に対して、特に市民ニーズを把握し、理解を深めるために経費の助成をしていただきたい要望がありました。その後、合併に伴う経費等にどのような項目があるのか

など、商工会と幾度か協議をしてみました。この結果を基に、市として合併支援を補助する新規事業を検討、計画いたしました。

また、算出根拠について、補助割合は3商工会の合併に係る部分もありますので、事業主体の応分の負担も考慮に入れて調整をしてみました。合併だよりの作成費や通信費等の経費などは、今年度に商工会で実施している県補助事業の委託費や通信費の内容などを参考としております。

2の内容につきましては、目的は商工会の自主的な合併を支援するための情報化設備費、委託費、広報費、通信費、会議費、事務費を補助するものであります。

また、補助の期間は合併年度とその前年度を予定しております。

また、交付基準につきましては、合併に係る対象経費で事業総額の2分の1以内の補助で、限度額は100万円であります。

○鈴木司郎委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 ただいまの説明ですと、12月6日に連合会から陳情があったということですけども、12月1日に配付されました我々への概算要求には、既に同じく1,614万円が計上されているわけですけども、要求がある前から既に計上されているわけですよ。それとも、同じ金額だけでも、この部分はそれに入っていなかったのか、経緯が不明瞭なんですけれども、今の説明ですと陳情があって予算計上したという説明だと思うんですけども、既に陳情がある前から計上されているようですけど、その辺はどう解釈したらよろしいですか。

○鈴木司郎委員長 竹川商工課長。

○竹川和男商工課長 合併につきましては、今年度、合併促進協議会というものを商工会で立ち上げておまして、その中でいろいろとそういう話が出てきまして、正式に文書に出てきたのが12月6日ということですので、よろしく願いいたします。

○鈴木司郎委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 そうですと、陳情がある前から既に予算措置をしていたというふうに説明いただいたほうがわかりやすいと思うんですけども、誤解のないような説明をしていただきたいと思います。

それから、内容等の中で市民ニーズの把握というような説明があったんですけども、市民ニーズを把握し、理解を深めるための経費、どのようなことを想定されておられるのかよくわからないんですが、商工会の合併に対して市民がニーズを持っているかどうかなのか、それとも商工会全体に対する市民ニーズなのか、その辺を深めるための経費というのをどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○鈴木司郎委員長 竹川商工課長。

○竹川和男商工課長 この市民ニーズといえますのは、商工会の合併に対する商工会員の皆さんの、合併に向かっただけの理解を深めるということでありまして、それに関する経費を助成していただきたいというふうに理解しておりますので、よろしくお願ひします。

○鈴木司郎委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 計画では24年度に合併されるという前提で、23年度に支援の予算をされるということですけど、正式な合併協議会というのはまだないけど、そういうものが立ち上げられる予定で予算計上されたということでしょうか。

○鈴木司郎委員長 竹川商工課長。

○竹川和男商工課長 先ほど言いましたように、今年度合併促進協議会が開催されておまして、その中で合併はいつかということは、今お話がありましたように、24年度の前半ということでありまして、今年いろいろと合併促進協議会で協議されまして、来年度早々に合併協議会が設立予定ということになっておりますので、その辺で合併の準備が進んでいくものと思っております。

○鈴木司郎委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 新城市が合併して5年が経過したわけですけども、最後まで残っていた合併前の3組織、今日まで残ってしまったことはどのように分析し、これで商工会が合併することによって市民にとって、あるいは市にとって、どのような成果、効果が考えられるのか、補助に見合うだけの効果をどのように判断されているのかをお伺いしたいと思います。

○鈴木司郎委員長 竹川商工課長。

○竹川和男商工課長 効果といいますか、メリットとして述べさせていただきます。

メリットといたしましては、経営指導の高度化、専門化が可能となる、研修機会が確保できるための資質の向上が図りやすくなる、職員間の競争原理が働くことで会員サービスの向上が図られる、財政基盤の強化が図られることなどです。

○鈴木司郎委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 一般的な効果だと思いますけれども、今までは3商工会が個別に補助金を出されていたと思うんですが、合併することによって、その補助金は合算なのか、成果として全体の補助金がかかるのか、あるいは、新城市も合併した当時は職員に余力があるというか、人の余力という表現は問題かと思いますが、余力がかなりあるわけですけども、同じように今の新城市の商店街の規模で3商工会が合併した場合、果たして職員がそれだけ必要になるかという、そういう課題もあるわけですけども、そういうことに対する指導はどのようにされているのでしょうか。

○鈴木司郎委員長 竹川商工課長。

○竹川和男商工課長 現在の新城市、鳳来、作手商工会、合計しますと22人になりますけれども、合併しますと、原則的には職員がそのまま継続していくわけですけども、県の補助金要項によりますと、現在、3商工会で経営指導員が6人、補助員が4人という基準

になっております。合併後は特例措置として、そのまま職員が継続していきますけれども、退職等される分は補てんしなくて、1商工会で経営指導員が3人で補助員が2人という、こういう形になっていきますので、合併直後はそのまま職員が原則的にいきますけれども、その後、退職していけば補充はなく、現在の県の要項でいきますと、1商工会で経営指導員が3人、補助員が2人というふうになってきまして、すぐには人員が減らないという状況ですけれども、県の補助金要綱に合わせますと減っていくということでもあります。

今年の合併促進協議会の中でも、特に補助の関係をいろいろと議論しておりまして、1商工会に3名と2名でありますけれども、商工会から県へ補助金要綱の見直しをしております、1商工会で経営指導員5名、補助員3名の要望を出しておるところでありますけれども、現在、その要綱の見直しが行われているということでもあります。

○鈴木司郎委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 そうしますと、合併特例ではないですけれども、自然退職までの間はそういった体制、あるいは県からの補助金も3商工会へ、みなし特例的なものが継続されるということでしょうか。

○鈴木司郎委員長 竹川商工課長。

○竹川和男商工課長 今、言われましたように、特例が継続されるということでもありますけれども、将来的には商工会の人数が減っていくということもございますし、市の補助金は商工会の小規模事業から県の補助事業を引きまして、その2分の1を補助しておりますので、事業全体の規模が縮小されるようであれば、市の現在の要綱からいきますと少なくとも減っていくということが考えられます。

○鈴木司郎委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

中根委員。

○中根正光委員 今、滝川健司委員の7款1項2目のDVDの作成についてということですが。

本市では、40数年前に有海に企業団地ができて、そのときも言われておりましたけれども、道路がきちっとできていない、人がいないという、この2点で企業団地に入る会社がすごくおくれたということが言われております。

今回、どうも先ほどのお話を聞いておりますと、高速道路を特に優先したDVDをつくりたいということを言っております。それも結構なんです、やはり人がいないという本市でございますので、安価な安心して住める住宅用地というのも同時に説明していかないと、本市に会社誘致、企業誘致ということをしてPRしても、現状、人のいない本市については、なかなかそういった方向には、40年前と同じように企業が来るようなことはあり得ないと思うんですけど、その辺の作成についてはどんなふうやってきておるのでしょうか。

○鈴木司郎委員長 松山立地課長。

○松山立夫立地課長 このたびのDVD、新東名のインター開設ということにつきましては、非常に各企業の説明会等に行きましても関心があるということで、高速道路を前面に出したDVDを作成するというので、そういう方針でやっております。

人がいない、住宅用地という話でございますけれども、前回のDVDにつきましても田町川や作手の長者平の情報も載せましたけれども、この前の一般質問でありましたとおり、民間開発による住宅開発を進めて、状況はいろいろと困難なことはあると思っておりますけれども、そういう方向に進めたいと考えております。

○鈴木司郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(発言する者なし)

質疑なしと認めます。

歳出7款商工費の質疑を終了します。

歳出8款土木費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山田たつや委員。

○山田たつや委員 歳出8款2項2目道路橋りょう維持費、道路維持事業、159ページ。

原材料費の直営作業用、行政区支給用、備品購入費が増額しているが、どのような作業と備品購入（バックホー）の計画、使い方を計画されたのか伺います。

○鈴木司郎委員長 中川土木課長。

○中川雅仁土木課長 まず、原材料の直営作業用の資材につきましては、舗装新設及び補修用のアスファルト合材及び砕石と側溝蓋等のコンクリート二次製品が主なものでございます。

行政区支給用の資材につきましては、行政区にて自主的に行っていただいております道路の補修作業のための砕石等と、行政区で施工していただいております舗装工事や側溝整備工事のためのアスファルト合材や側溝等のコンクリート二次製品が主なものとなっております。

いずれも行政区からの要望に対応するために増額するものであります。

それから、備品購入費につきましては、行政区からの施設の維持修繕要望に直営班作業で対応するため、使用頻度の高いバックホーの購入費でございます。従来はリース機器、あるいは人力で作業を行っていたところですが、直営班業務の多様化に対応するために購入するものでありまして、道路、河川等の維持修繕要望や災害復旧時に速やかに対応するための土木課直営班で運営をしていきたいと考えております。

○鈴木司郎委員長 山田委員。

○山田たつや委員 バックホー、3トン車に積める新車と聞いております。皆さんのお役に立てると非常にうれしいと思います。

先日もこれは購入して使うべきだと、その

都度、借りていたのでは不便だし、高くつくとお聞きしました。しかし、当市では物によってはリースでもありと、そういうものがあるそうなんです、リースをやめて購入されたと思いますが、その経緯を説明してください。

○鈴木司郎委員長 中川土木課長。

○中川雅仁土木課長 これまでもバックホー等のリースをしておたわけですが、リースする場合は、1時間でも2時間でもお借りすると1日単位となるものですから、要望箇所を調整しながら実施してきたというのがこれまででございます。

そんな中、地区の交通安全の確保のため、地区要望による維持修繕工事、これを優先してやっていきたいという考えでおりまして、それに対応するために今回の導入に踏み切ったということでございます。

○鈴木司郎委員長 山田委員。

○山田たつや委員 新しいバックホー、これから頑張っていたきたいと思います。

地元でも貸していただけるとうれしいという話もありまして、相談したところ、危険を伴うので、これはここに置いておくのが一番いいんじゃないかという話があったんです。

金曜日に大地震がありましたけど、市民の方から新城市の危機管理体制は土日はお休みだと、防災無線が入っても聞いていない部長がいたり。

○鈴木司郎委員長 山田委員、はずれていかないでください。

○山田たつや委員 こういうようなバックホーなんです、もし災害が起きて他のところから要請があったときは、そのときは土木課でも検討していただくようなことを考えておりますか。

○鈴木司郎委員長 中川土木課長。

○中川雅仁土木課長 災害時もそうなんですけれども、降雨等で落石や崩土、倒木があった場合、土日問わず、連絡をいただければ作

業班なり、担当が赴きまして今も処理に当たっているところでございます。

○鈴木司郎委員長 山田たつや委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 8款2項1目道路橋りょう総務費の2、市道路台帳統合整備事業、157ページであります。

1番目として、これは3カ年の業務委託とのことであります。本予算の積算根拠についてお尋ねします。

○鈴木司郎委員長 中川土木課長。

○中川雅仁土木課長 ご説明させていただきます。

これまで3地区それぞれで管理しておりました道路台帳であります。集計方法、調書名称等道路台帳作成方法の違いを統一しまして、データベース化するとともに、地図情報システムを用いた管理システムを構築するものでございます。

事業内容と今後のスケジュールでございますが、まず平成23年度は航空写真撮影、これについては新城全域についてデジタル航空写真カメラを使って撮影を実施するものでございます。それから、道路地形骨格データ作成、これを鳳来・作手地区で実施します。内容につきましては、道路の地形図を航空写真から取得しまして、道路台帳図の元図を作成するというところでございます。それから、管理システムの基本機能の導入をしております。これにつきましては、地形図及び航空写真を検索、閲覧、印刷ができるシステムを導入するものでありまして、本庁、各支所に設置するものでございます。

それから、平成24年度でございますが、新城地区で道路地形骨格データの作成をしております。鳳来・作手地区におきまして道路台帳及び調書データの作成をしていきます。内容的には、地形図を元図として台帳要素、これは中心線や幅員、側溝、防護柵等の情報

を作成するものでございます。それから、作手・鳳来地区におきまして路線の再編成検討、これは認定、廃止も含めて路線認定の見直し、組みかえを検討していくものでございます。

最後の平成25年度でございますが、新城地区で道路台帳及び調書データ作成、新城地区の路線再編成検討、道路関連データ整備、これにつきましては、これまでやってまいりました境界立ち合い等のデータ、道路の附属物、照明灯等でございますが、その位置情報と資料の一元化データを作成するものでございます。

それから、管理データの導入を23年度にするわけですが、その機能拡張機能の導入ということで、基本機能に加えまして、道路台帳調書の閲覧や道路関連データの更新や閲覧する機能を拡張するものでございます。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 3カ年で大変大きなお金が動くわけでありまして、3億3,000万円ということ。何でこんなに大きなお金がかかるのと私は素朴に思うんですけども、もともと台帳がそれぞれ旧3市町村の中で持っておられると。実際にそこまでかかるのか、要は根本的な積算根拠、何でこんなに予算が要るのだろうと疑問なんです。その点についてお尋ねします。

もう一点は、公図のデジタル化のお話の中にもありましたけれども、そのものの用紙のサイズがA3サイズということで午前中に言っておりましたけれども、道路台帳の場合、これを3年間で完成した後に閲覧等の場合、どんな形で住民の皆さんの手に、要求に応じて届け出すことができるのか、その辺も教えていただければと思います。

○鈴木司郎委員長 中川土木課長。

○中川雅仁土木課長 まず、費用の面なんですけれども、現在、紙ベースで管理しております。これをデジタル化するというので、ほとんど作り替えに近いというふうに考え

てもいいのではないかというふうに考えております。

それから、道路台帳の閲覧ということで道路法によって義務付けられております。窓口に見えた方、これにつきましては、A3の用紙に印刷できるようなシステム、他の幅広のコピー機、そちらにも出力できるような方法で考えていきたいと考えております。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 次に移ります。8款2項2目道路橋りょう維持費、159ページに入ります。

これについては、22年度より予算が増額となっております。先ほどの山田委員の中にもありましたけれども、地域要望と実績を考慮されて予算が増額となっておりますのか、原材料についてお尋ねします。

○鈴木司郎委員長 中川土木課長。

○中川雅仁土木課長 増額の主な要因につきましては、原材料費の増と備品購入費によるものでございまして、原材料費につきましては、行政区の原材料支給に係る経費を地区要望の実績を考慮し増額しております。

今年度であります、当初予算の中でまかない切れないというか、要望が多過ぎて9月に補正をさせていただいております。そういうこともありまして、当初予算から多目に予算を取っていくものであります。

また、その都度、要望が多い場合には、また補正等をお願いしていくことになると思いますので、よろしく申し上げます。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 原材料を支給するに当たって、その基準というものが予算の範囲の中で内々決められておるかなと思うんですけども、例えば、コンクリート、碎石、アスファルト合材においても、切りなく一行政区に支給した場合に、予算も限りがありますので、なくなってしまうと。その辺のバランス基準というものを一つの目安につくってお見えに

なるのかと思うんですが、その辺について来年度はどのようにやっていかれるのか。

それから、先ほどの山田委員の中でバックホーの話がありましたけれども、特に舗装を行うに当たって、地元が対応する場合に転圧ローラーというんですか、締め固める転圧をします。その機械の対応というのは、現状はどうなっているのでしょうか。

できたら地域の行政区単位の中では、そういったもの、赤道の舗装については大型の転圧ローラーなんかは要りませんので、小型のもので十分でありますので、そういうような準備はどうなっているのか確認したいと思います。

○鈴木司郎委員長 中川土木課長。

○中川雅仁土木課長 幾らまでという基準はありませんが、ほかの行政区の方からいろいろと出てまいりますので、余り規模の大きいものについては2年、3年と分けて施工していただくようお願いしてやっているような状況でございます。

振動ローラー等の機械の貸し出しであります、場合によってはリースしてお貸しするというようなこともあります。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 了解しました。

次に入ります。8款5項2目住宅建設費、169ページに入ります。

住宅建設費の1、市営住宅建設事業、(1)芳ヶ入住宅建替事業についてであります。本予算における事業の内容についてお尋ねします。

○鈴木司郎委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 お答えします。

芳ヶ入住宅の建替事業につきましては、昭和47年から49年の建築で、耐用年数の経過した木造平屋建て住宅を鉄筋コンクリート造4階建住宅に建て替える事業です。

計画では、現在の芳ヶ入住宅の南西に近接いたします児童館たんぼぼの東側上段部分の

市有地を新しい芳ヶ入住宅の建設予定地としております。

平成23年度におきましては、建替事業の初年度ということで、新住宅建設の前提となる二つの委託事業を予定しております。1点目の測量委託料として、建設予定地を測量し、建築物の駐車場等附帯設備の建築設計や配置計画の基本となります敷地図を作成するものです。2点目の設計委託料としまして、建設予定地の地盤調査等を行い、地耐力等を確認するとともに、建築物の概要設計を行います。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 そこでお尋ねしますけれども、公営住宅法がございます。公営住宅法から見ますと、特に建替事業におきましては、今、居住されている皆さんに対しての配慮というものが法律の中で謳ってあります。

それに対して、まず説明会についてはどうであったのか。それから、移転料も伴うような事態になった場合のお話だとか、20戸と言われましたけど、現状の戸数とのバランス、入居できない事態が起こる可能性もあると、総合的に見て説明会、話し合いというものが地域の皆さんと既に決着されてのことでございますでしょうか。

○鈴木司郎委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 お答えします。

まず、説明会につきましては、22年5月に第1回の説明会を開催しております。このときに、大体の新しい芳ヶ入住宅の建設について概要を説明させていただきました。それと同時に、移転をする場合の諸手続きにつきまして説明をさせていただいております。

現在、芳ヶ入住宅については23世帯の方に入居していただいております。5月のときに、早期に他の住宅へ移転を希望される方については希望におこたえますということで、移転の希望を取らせていただきました。その中で、3世帯の方々が他の住宅へ移転を希望されておりましたので、その3世帯を除くと

20世帯の方々が引き続き新しい住宅にお残りになるということで、現在20戸を想定しております。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 あくまでも公営住宅法というものがございますので、それにのっとって執行されておられるというふうに感じまして、来年度以降、いろんな地域の、今住まれている方々のお声を聞きながら進めていただきたいと思います。

次に入ります。8款の総括、1番、市道大島線の愛知県代行道路申請に伴いまして、地域住民とどのように調整を図っていかれるのかお尋ねします。

○鈴木司郎委員長 中川土木課長。

○中川雅仁土木課長 本年度は県の補助事業によりまして、県道七郷一色名号線から県道鳳来佐久間線までの計画区間1,600メートルにつきまして地形測量を実施し、うち県道七郷一色名号線から林道大島夏明線間の1,100メートルについてセンター杭を設置した予備設計を、また県道鳳来佐久間線間500メートルにつきましては、図上での概略設計を実施したところでございます。

この測量成果を基に、今月17日に関係者への説明会を予定しておりますのでございます。

また、愛知県におきましては、現在、県代行道路事業として事業を実施するために、国の基幹道路の指定に向け申請中と聞いております。市としましては、代行道路として早期に整備されるよう、引き続き県に対して要望していくとともに、地元地権者の意向がこの事業に反映され、工事が円滑に進むよう説明会等を通じて調整してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○鈴木司郎委員長 丸山委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

下江委員。

○下江洋行委員 丸山隆弘委員の関連の質疑なんです、住宅建設費の芳ヶ入住宅の建替事業についてなんです、現状は23世帯、そのうち移転を希望する3世帯を除いて20戸の計画ということなんです、計画地の敷地に余裕があれば、助産所もできるし、保育園も前にある、駅にも歩いて行ける、中学校も近くという子育て世代が入居できる本当に恵まれた立地にありますので、その辺のことも考えて、敷地に余裕があれば、もう少し戸数を増やす方向で考える必要があるのかなとも思いますが、その点についてのお考えはいかがでしょうか。

○鈴木司郎委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 住宅の建設につきましては、やはり需要と供給というバランスがございまして、今、市が持っております市営住宅については、比較的、旧新城にある住宅のほうが待っていらっしゃる方が多いという状況になっております。

ただ今後、戸数などを計画する場合には、そうしたことも勘案しながら決定してまいりたいというふうに思っております。

○鈴木司郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(発言する者なし)

質疑なしと認めます。

歳出8款土木費の質疑を終了します。

歳出10款教委費の質疑に入ります。

最初の質疑者、長田共永委員。

○長田共永委員 それでは、歳出10款2項3目でございます。学校施設整備費、新城小学校屋内運動場改築事業、185ページです。

新城小学校屋内運動場の実施設計委託ですが、施設概要はどのようなものでしょうか。

○鈴木司郎委員長 夏目教育総務課長。

○夏目道弘教育総務課長 お答えいたします。

新城小学校の講堂につきましては、昭和10年12月に建築された建物で、築75年でございます。平成19年度に耐震診断を行いまして、

I s 値0.33という結果が出ております。また、平成21年度におきましては耐力度調査を行いまして、国庫補助事業として行うことを予定しております。

したがって、新城小学校屋内運動場につきましては、国の補助対象となりますのは現有の面積規模となるため、現段階では同規模程度の建物を予定しております。

○鈴木司郎委員長 長田委員。

○長田共永委員 庁舎建設位置が不確定なまま、それに伴って総合体育館の、計画はあっても実現にはほど遠いという状況ですので、やはり小学校の講堂は避難施設にも指定されておりますので、多目的に利用できる大きなものを考えられないかと。現状では、面積は現有面積と言われましたが、広い面積で屋内運動場ができないかという可能性だけお聞きします。

○鈴木司郎委員長 夏目教育総務課長。

○夏目道弘教育総務課長 現段階ではと申し上げましたのは、学校の耐震化の関係でずっと計画が載っておりますけれども、現段階ではその計画ベースでということで1問目にお答えさせていただきました。

委員の言われますように、市役所の本庁舎の建て替えの関係で、先日答申が出されました。市民体育館を含む現庁舎ゾーンというようなこともございます。

それから、今委員のおっしゃいましたように、いわゆる小学校の屋内運動場の建て替えという観点だけでなく、より市民、地域にご利用いただくような観点を盛り込んでいくということも考えられますので、今後そういった状況を踏まえながら早急に施設規模等を決定していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木司郎委員長 長田共永委員の質疑が終わりました。

次に、2番目の質疑者、鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 10款5項2目文化振興費、作手山村交流施設建設基金積立事業、193ページです。

この施設の建設目的と用途はどのようなものでしょうか。

それから、現在1億3,000万円余の基金の積み立てがあるようですけれども、基金運用及び建設の年度計画はどのようになっているのでしょうか、お尋ねします。

○鈴木司郎委員長 小澤作手総合支所地域振興課長。

○小澤竜史作手総合支所地域振興課長 まず、この施設の建設目的と用途でございますけれども、合併前の旧作手村が平成18年5月1日に作手村制施行100周年を迎えるに当たりまして、平成14年度に各種記念行事を計画いたしました。その記念事業の一つといたしまして、現在の作手開発センター付近を中心に地歌舞伎や講演会等の開催可能なホールと図書館機能をあわせ持つ施設の建設事業を計画し、完成に向け検討してまいったものでございます。

また、この間、ホール、図書館等の規模、機能を検討するとともに、建設に要します財源確保のため、国県の各種補助事業を模索してまいりました。

ハード事業に対する有効な補助事業も見当たらないまま市町村合併を迎えたため、この施設の建設資金の一部として使用するため基金を設置し、作手地区民の建設に対する熱い思いをご理解いただき、新市まちづくり計画に反映され、新市に引き継がれたものでございます。

基金運用につきましては、条例の定めにより収益を基金に編入することとしております。21年度末現在でこの基金残高は1億3,197万2千円であります。現在まで作手審議会、市支所職員によります支所のあり方検討会において検討を重ねてまいりましたが、現在の社会状況下におけます本市財政状況も

急激な好転を示す要素も、実施に向けて見通しも立たないため、具体的な建設年度計画の策定に至っていないのが現状でございます。

今後、設置が予定されています地域自治区の自治振興事務所となります作手支所、山村交流施設の予定地でございます作手開発センターとともに耐震基準を満たしていない施設でございます。

また、公共施設のあり方検討会で示された方向性におきましても、継続・再編と位置付けられております。これらの施設の目的とも十分考慮し、作手地区の方々の熱い思いを盛り込むことのできるような検討をしてまいりたいと考えております。

○鈴木司郎委員長 鈴木委員。

○鈴木達雄委員 場所が今の支所の場所ということで、審議会等で支所のあり方等も含めて審議されたということなんですけれども、作手の方々の、今まで図書館、交流施設、ホール等が欲しいということと合わせて、審議会で支所のあり方等を含めてどういう話がされていたのかということ、その経緯を伺いたいと思います。

○鈴木司郎委員長 小澤作手総合支所地域振興課長。

○小澤竜史作手総合支所地域振興課長 作手の地域審議会や支所職員によります地域のあり方検討会で検討しました内容といたしましては、この施設の当初の目的でございますホールと図書館をぜひ作手地区の中できたいということを検討し、名古屋等の関係する自治体施設に視察にまいりまして検討してきたものでございますけれども、いざ実際に建設という部分になりますと、どうしても財源的な部分で無理が出てきてしまったというようなことの繰り返しでございました。

機能的には、この機能を持った施設をやはり考えていきたいということは私どもも考えておりますけれども、何分にも財政的な部分でクリアできないという部分がございます。

現在も作手村自体で実施計画等も実施されておりますけれども、実施計画の中での予算等を見ましても、今の基金にはほど遠いというような現実でございますので、やはり財政面が壁になって現実に至っていないというようなことでございます。

○鈴木司郎委員長 鈴木委員。

○鈴木達雄委員 現在1億3,000万円あるということですが、計画された施設の規模というか、全体の予算ということ、過疎地域活性化の計画の中に恐らく載っていたと思うんですが、それも含めて規模と財源がどのあたりを目標とされているのか、どうでしょうか。

○鈴木司郎委員長 小澤作手総合支所地域振興課長。

○小澤竜史作手総合支所地域振興課長 まず、内容でございますけれども、ホールとしましては花道を付けまして、246席を有するホールを予定されておりました。図書館につきましては、2万1,000冊の蔵書を計画しておるというような図書館機能でございます。

この部分についての建設費用といたしましては、設計金額でございますけれども8億864万円という設計金額になっております。

○鈴木司郎委員長 鈴木達雄委員の質疑が終わりました。

次に、3番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 10款1項3目の教育指導費、7として通学路安全対策事業、181ページでございます。

対象となる設置箇所についてお尋ねします。

○鈴木司郎委員長 夏目教育総務課長。

○夏目道弘教育総務課長 お答え申し上げます。

この事業は、通学路防犯灯に係る経費を計上しているものでございまして、旧新城市におきまして、それ以前からございました地域安全灯整備事業補助制度で拾いづらい行政区界付近の防犯対策として創設されたものでござ

います。

平成15年に黒田地区に設置して以来、新規の設置は現段階ではございません。こうした状況でございますので、当初予算におきましては、今までに設置をいたしました全部で56基の通学路安全灯の電気料と故障時の修繕料を計上しているものでございます。

したがって、対象となる設置箇所はと言いますと、旧新城市内に散らばっているというような形でございます。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 やはり通学路の安全対策ということから根本的に考えていきますと、各小学校、各中学校、幼稚園や保育園も含めて、公でかなり対応しなければならないという箇所がたくさんございます。そういう地域の要望にこたえられるような安全対策というものが必要ではないかということで、特に教育指導費の欄についてお尋ねしますが、今後、新城管内においての交通安全対策の照明について、対策を取っていく意向があるのかどうか確認したいと思います。

○鈴木司郎委員長 夏目教育総務課長。

○夏目道弘教育総務課長 教育委員会では子どもたちの通学路の安全という観点から考えておるわけでございますけれども、広く一般住民、子どもを含めた安全対策ということでございますが、そういった観点から考えますと、ぱっと思い浮かぶのが、いわゆる通常の道路照明、街灯、先ほど言わせていただきました地域安全灯の整備事業、教育委員会での通学路の防犯灯というような制度が思い浮かぶわけでございます。

そうしたいろんな制度がそれぞれの所管、いろいろとございますので、地域からのご要望のあったときには、それらの制度、全体を見て何が一番効果的なのかというようなことを考えて対応していきたいということでございます。よろしくお願いたします。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 わかりました。

次に入ります。10款2項1目の学校管理費に入ります。小学校管理事業について、183ページであります。

小学校にセキュリティシステムの導入と防犯対策について説明されておりますけれども、どのようなシステムでしょうか。

また、児童の集まるその他施設の防犯対策、これももちろん関連してまいりますので、予算措置の考えはおありでしょうか。

○鈴木司郎委員長 夏目教育総務課長。

○夏目道弘教育総務課長 お答え申し上げます。

今回、導入を予定しておりますシステムは、施設設備の管理上の警備を目的とするものでございまして、いわゆる不審者の侵入や火災時に対応したものでございます。したがって、警備保障会社に委託をしようとするものでございます。

設置箇所につきましては、職員室、校長室の管理部門の部屋を中心にいたしまして、コンピューター室や理科準備室等の貴重な物や危険物などが保管してある部屋に設置していくものでございまして、既に導入済みでございます中学校と同様のものを考えております。

それから、児童の集まるその他の施設の防犯対策の関係でございますけれども、児童の集まるその他の教育総務課所管の施設につきましては、こういった学校、幼稚園の施設以外のものはございません。

市全体といたしましては、児童課が所管する施設が若干あります。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 次の10款4項においても同じ質問内容になっております。答えも一緒だと思います。この二つを合わせて、再度確認したいことがあります。

過去において、防犯上のトラブルが起きたような事件というか、新城市になってから前例がありましたか。というのは、セキュリテ

ィシステムですから、先ほど説明があったような防犯上のもの、特にいないときも含めて、これは留守になったときの確認だと思います。現状、日中に公共施設が稼働している範囲でのセキュリティシステムにはなっていないということでもあります。

現状、現場で防犯上、過去にあった事例を参考にしますと、そういうときにとっさに対応できることは、やはりそこにみえる職員の方です。職員の皆さんのセキュリティの意識、これがない限り、これは無理なんです。幾ら機械にお任せしてもだめなんです、いざというときの対応ができるかどうかという、過去の事例からしまして。

当時、その体制を私は指摘しました。指摘をした中で、一層職員間のセキュリティの積み上げ的な話し合いができていくかどうか、いざというときの対応、連絡網をきちんとつくって連絡を取り合う、いざというときの行動をどうやって逃げていくかという、これは災害にももちろん関係してくるわけですが、お願いします。

○鈴木司郎委員長 夏目教育総務課長。

○夏目道弘教育総務課長 今、委員の言われました意味での取り組みといたしましては、どちらかと言うとソフトウェアの対応だと思います。それらにつきましては、学校にはさすまたや竹刀、拡声器の設置をしております。いざとなったときに、学校ですと男性の先生方がみえますので、そういったところで対応を少しでもできるように、また、警察に協力を依頼しまして防犯訓練を行ったりもしております。

それから、少しおもしろいと思う取り組みといたしましては、バケツみたいな缶に砂を入れておきまして、不審者が侵入してきたときに、それを目に向かって投げつける訓練だとか、そういったことも行っております。

それから、学校での取り組みではなくて、地域のボランティアの方々による、いわゆる

スクールガードや青パト隊なんかも子どもたちの安全を確保するという意味では、そういった取り組みが行われておるものでございます。

また、幼稚園におきましては、これも不審者が侵入してきたときの訓練というものを行っております。幼稚園は子どもたちが小さいものですから、どんなふうにも安全に子どもたちを逃がすのかということで、ある合い言葉を設定いたしました。私もそれは知らされておりませんが、そういったことを先生が発声すると、それに従って子どもたちが逃げるといったような訓練も行っております。

そういったことで、現状できる限りの対応はしておりますが、委員のおっしゃいました常日ごろの意識というものがとにかく大切だと思いますので、今後もそういった取り組みをずっと肝に銘じながらやっていきたいと思っております。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 10款5項3目の文化財保護費に入ります。長篠城址史跡保存館施設整備基金積立事業について、195ページです。

施設整備基本計画、この長篠城址の関係については過去に計画を構築した経緯がありません。今後の策定を見据えた基金積立となっていっていいのでしょうか。

○鈴木司郎委員長 村田文化課長。

○村田道博文化課長 本基金は、昭和39年に建設されました保存館の改修、修繕のため、昭和40年当時基金として積み立てが行われ、現在に至っております。

したがって、施設整備基本計画による建て替えや大規模改修といったものではなく、建物内外の改修や修繕において必要となった場合に活用を図ってきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 質疑に沿って、もう一度お聞きしますが、やはり施設整備の基本

計画というのが基になりまして、この基金も将来的にももちろん運用されていくであろうということをお前提にして、今後の整備計画の推進に向けての取り組み、基金を重視する中でお考えはあるのかどうか、よろしく申し上げます。

○鈴木司郎委員長 村田文化課長。

○村田道博文化課長 整備計画の推進につきましては、平成20年12月定例会におきまして、杉野一議員からもご質問をいただいております。

その後、まだ進捗していませんけれども、今後、計画が進められていった場合には、この基金の活用と、当初の予定ですと相当額の費用を要することになっておりますので、計画ができた段階でそれなりの積み立てを考えていかなければならないと思っております。

○鈴木司郎委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

次に、4番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 10款5項3目の文化財保護費、鳳来寺山自然科学博物館運営事業、195ページでございます。

学術委員報酬についてですけれども、日額の単価と年間の回数、どのような会合を計画されているのかをお聞きしたいと思います。

○鈴木司郎委員長 村田文化課長。

○村田道博文化課長 博物館では地学、植物、動物など専門分野につきまして博物館資料の充実及び活用に関し必要な事項を調査するために、大学教授、研究所専門員など専門的知識を有する方を当該年度当初18名の方をお願いをしてきましたけれども、残念ながらお一人が亡くなられて、現在17名の方を学術委員として置いております。

日額単価につきましては、新城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例におきまして、日額1万5,000円となっております。

回数でございますけれども、学術委員総会

を1回、全員協議会を1回、資料の分類整理を部会ごとに3人の3回、部会を代表します方の主任者会を年1回、委員によります自然環境基礎調査の3回を予定しております。

年間の業務内容ですけれども、特別展や学習会、子ども自然講座、ジュニアナチュラルスト養成学級などの教育普及活動の企画、指導や各種学習会や講座などの講師、博物館で発行しております館報、新城市自然環境基礎調査報告書、新城市の自然誌レッドデータブックの編さんへの執筆、調査研究などを予定しております。

○鈴木司郎委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 現在17名の学術員がおるとお聞きしたんですけれども、この方々は市内と市外ではメンバー構成はどんな割合ですか。

○鈴木司郎委員長 村田文化課長。

○村田道博文化課長 今は17名の方をお願いしているわけですが、新城市内に在住の委員の方が4名でございます。そのほかの内訳を申し上げますと、豊川、豊橋、岡崎、名古屋、豊田、東郷町、春日井、知立、小牧といった方をお願いしております。

○鈴木司郎委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 メンバー構成を見ますと、ほとんど市外の大学教授や専門員という方が非常に多いのですが、地元の4名の方を含めて17名で構成されているんですけれども、現実、新年度において159万円ほどの報酬費の予定を組んでおるんですけど、何か新しい研究、課題というのはあるわけですか。

○鈴木司郎委員長 村田文化課長。

○村田道博文化課長 報酬の額自体は、前年度と比べまして大差ないと思いますけれども、現在、自然環境基礎調査等を委員の方をお願いしまして、その発刊に向けて調査、研究を進めている段階でございます。

また、市内の方が4名ということなんですが、博物館の館長を中心に、そうした専門員の方を中心に市内の有識者の方を募集してお

りますけれども、委員の任期が2年間ということで、平成22年度と23年度の2カ年という形をお願いしておりますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木司郎委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

横山委員。

○横山行敬委員 関連することでお聞きしたいのですが、先ほどの通学路の安全対策についてなんですけど、せっかくなのでお聞きだけしておきたいのですが、教育委員会、市ですと保育園、小学校、中学校と通学路の安全対策をしてみえると思うんですが、高等学校の生徒さんの通学路の安全対策といった場合、声があった場合に受け皿となるような事業というのはあるのでしょうか。

○鈴木司郎委員長 夏目教育総務課長。

○夏目道弘教育総務課長 高等学校は市内には県立高校しかございませんので、市のほうで直接関与はしておりませんが、市内から通っている高校生はおりますので、そういった高校生につきましては一般の新城市民という位置付けになろうかと思っておりますので、そういった形で対応をしていくようになろうかと思っております。

○鈴木司郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(発言する者なし)

質疑なしと認めます。

歳出10款教育費の質疑を終了します。

以上で第18号議案の質疑を終了します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第18号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、第18号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

~~~~~  
第19号議案 平成23年度新城市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 13ページに入ります。8款1項1目の一般会計繰入金、その他一般会計繰入金約9,600万円ほど入っております。一般会計からの今後の繰り入れ予測、どのように見込まれておるのでしょうか。

○鈴木司郎委員長 今泉市民保険課参事。

○今泉訓行市民保険課参事 それでは、お答えさせていただきます。

その他一般会計繰入金につきましては、福祉医療波及増に対する繰り入れと、保険税率改正に伴う激変緩和による特別繰り入れの二つについて一般会計よりその他繰入として受け入れをしております。

福祉医療波及増分に対する繰入金は、国庫負担の対象医療費から除外されるため、今後もこの繰り入れについてはお願いしてまいりたいと思っております。

激変緩和に伴う特別繰り入れにつきましては、午前中の一般会計の繰り出しで説明をさせていただきましたが、極力継続することのないように考えております。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 激変緩和対策に対しての繰り入れ、極力財政出動がないようなご回答をいただいたわけではありますが、もしこれをやめた場合にどうなるかと言うと、国保税にはね返ってくる、国保税を膨大に上げなければ維持できないと、こういう仕組みになっていると思いますが、その辺について、国民健康保険税というのは、新城市民にとって納税を

する義務の中での、医療制度を維持する上での制度として行われておるわけですが、その他一般会計繰入金について、特に今後の予測をどういうふうに見込んでいるのか。

今後の予測を見込んでいけば、当然、この激変緩和対策というのは継続していかないと急激な国保税の引き上げになっていく可能性がある。それにこたえられるような体制になっているかどうかという、要はそのところになってくると思うんですけども、政治的な判断になると思いますけど、この点について、今後どのように見込まれていくのか改めてお尋ねします。

○鈴木司郎委員長 今泉市民保険課参事。

○今泉訓行市民保険課参事 激変緩和に伴う特別繰入につきましては、被保険者の急激な負担増を避けるための措置として平成22年度に初めて実施させていただきました。あわせて23年度の予算におきましても、繰り入れを同額の8,000万円を計上させていただいたところでございます。

保険税の引き上げにつきましては、24年度までの3カ年間におきまして、給付に見合う水準まで引き上げをさせていただきたいと考えておりまして、3年目の24年度の税率改正を考えるに当たりましては、特別繰入分と基金繰入で補ってきた不足相当分につきまして、最終的な引き上げを考えておりまして、24年度の引き上げについては考えておらないということでございます。

しかし、今後の実績でありますけれども、今年度の実績、また来年度に向けた税率改正の実績等を見ていきまして、市民所得の低下ということもございます。今の計画の中には盛り込んでおりませんが、特別繰入を考えていかなければならないような状況になりましたら、そのときにはお願いしたいと考えておりますが、24年度以降の引き上げにつきまして運営協議会に諮問してまいりまして、その答申をいただきまして、適切に判断

させていただきたいと思います。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 今後の対策をしっかりと監視していきたいと思います。

次の8款2項1目1節国民健康保険事業基金繰入金、先ほども少し触れていただきましたけれども、22年度末の基金繰入金をどのように見込まれて予算計上されておられるのかお尋ねします。

○鈴木司郎委員長 今泉市民保険課参事。

○今泉訓行市民保険課参事 基金の繰入につきましては、平成22年度当初におきまして税負担の緩和分として4,000万円計上させていただきました。

しかし、保険税収入におきまして被保険者の21年度中所得が大幅に減少していたことに伴いまして、改正で見込んでおりました税収が大きく下回ったことや、前期高齢者交付金の精算により交付額が減少したこと、また歳出においても高額医療費共同事業拠出金、保険財政安定化事業拠出金の年度中途の増額変更がございまして、拠出金が増えたことなどによりまして、12月定例会並びに3月定例会において基金繰り入れの補正をお願いし、総額を2億2,057万6千円とさせていただいたところでございます。

22年度当初の基金残高は、約2億4,800万円ありましたが、今年度の取り崩し予定額を差し引きますと、来年度に持っていける基金残は2,800万円との推計でございます。

基金の本来の目的であります高額な医療費の発生等、偶然の要因に基づく保険財政に対応するための財源であります。合併後において保険税率を低く設定し、基金に頼ってきたこともありまして、保険税の引き上げは23年度においても大きな引き上げを必要としておりますが、やはり激変緩和し、引き上げ幅を抑えるためには、一般会計からの特別繰入金8,000万円と基金の残金2,800万円を充てまして、税負担の緩和策としたところでござ

います。

○鈴木司郎委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 大変なご努力も垣間見える予算であります。とにかく、午前中にも質疑をさせていただいたとおり、市民の皆さんが健康で、保健活動も含めて市民のために一生懸命やるためには何をしたらいいのか、何が足りないのかというところをしっかりと見詰めていただいた新年度予算の方向で実行していただきたいと思います。

○鈴木司郎委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

(発言する者なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第19号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、第19号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

~~~~~

第20号議案 平成23年度新城市後期高齢者医療特別会計予算から、第50号議案 平成23年度新城市工業用水道事業会計予算までの31議案を一括議題とします。

これより、質疑に入ります。

本31議案の質疑については、通告がありませんので質疑を終了します。

これより、本31議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第20号議案から第50号議案までの31議案を一括して採決します。

本31議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、第20号議案から第50号議案までの31議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

~~~~~

第56号議案 平成23年度新城市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

長田委員。

**○長田共永委員** それでは、11ページをお願いしたいと思います。

これは負担金ということなのですが、事業全体のすべての内容はこういった内容でやられているのかという点と、100万円で果たして足りるのか、足りないのかという、そこら辺の根拠が少しわかりませんので、事業説明をお願いしたいと思います。

**○鈴木司郎委員長** 熊谷農業課長。

**○熊谷昌紀農業課長** これにつきましては、家禽生産物の風評被害防止対策ということでございます。

内容につきましては、昨日、担当者会議がございまして、その内容について、これは案でございますが、若干ご説明を申し上げたいと思います。

まず、負担金の納入でございますが、愛知県が1,000万円、豊橋市が300万円、新城市が100万円、愛知県の経済農業協同組合連合会と愛知県の畜産養鶏農業協同組合連合会、豊橋市の養鶏農業協同組合、名古屋コーチン協会、それぞれが24万円ずつ、社団法人の愛知

県畜産協会が4万円で負担金の合計が1,500万円でございます。

この事業でございますが、インフルエンザを発生によりまして経営に影響を受けている農家さんを応援することを目的に、消費者の交流イベントや展示即売、宣伝資料作成、配布等の各種の消費拡大事業を効果的に実施するために、愛知の鶏・タマゴ消費拡大実行委員会というものを設置いたしまして、1年間を通じまして取り組んでまいりたいという事業でございます。

当然、4月から毎月ではございませんが、4月、5月、7月、9月、10月、11月、1月ということで、それぞれ農林水産フェアの折やいろんな事業の折に啓発等、また生産者の応援を行っていくものでございます。

全体のイベントといたしましては、畜産フェスタやふるさと農林水産フェア等々、地域の交流イベント、これにつきましては、新城市でもそれぞれ、例えば、作手祭りの折に卵を配ったりとか、豊橋では豊橋祭りで配ったり、いろんな事業で配る計画をいたしております。

**○鈴木司郎委員長** 長田委員。

**○長田共永委員** 名古屋で卵かけを食べたので、軽トラ市でもぜひ食べていただきたいなと余談を言いながら、改めて聞くのですが、実際のところ、今の事業で風評被害が100万円で済むのかどうかということをお先ほど聞いたつもりなのですが、多ければ追加で出しても個人的にはいいと思うし、個人的に出していいと思っても、提案してくれないと出せないわけなんです、そこら辺、とりあえずは100万円で十分まかなえると判断してもよろしいでしょうか。

**○鈴木司郎委員長** 熊谷農業課長。

**○熊谷昌紀農業課長** 多分、よいかと思っております。

それと、また風評被害防止対策ではなくて、この3月7日に周辺の家禽農家と発生農場を

含めまして、影響評価委員会というのが愛知県で立ち上がりました。どれぐらいの被害額があるかということをも算定するものでございまして、その内容によっては、また新たに補正をお願いする場合がございます。新城市としてどれぐらい支援をしていけるかといったところも今後出てこようかと思しますので、そこら辺は随時検討いたしまして、補正が必要であれば予算のお願いをする場合がございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○鈴木司郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

横山委員。

○横山行敬委員 今、鶏の卵の消費の推進委員会ということで、それからするとずれてしまうんですけども、二つ目の答弁の中に影響評価委員会の話がございましたが、市長も強く認識を持ってみえると思うんですが、別に今回で終わったわけではなくて、来年も再来年も、農家の方も心配してみえる方もあって、予防対策というかなり現実的な部分での、将来にわたっての部分というのは、今後検討していられるようなこと、単独でやっているわけではないので勝手なことを言うてはいけないと思うんですけど、その辺はどんな考え方をお持ちかお聞かせいただければと思います。

○鈴木司郎委員長 熊谷農業課長。

○熊谷昌紀農業課長 当然、防疫対策も含めまして、必要であれば予算もお願いするような形になるかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○鈴木司郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(発言する者なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第56号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は、すべて終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願ひしたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、予算・決算委員会を閉会いたします。

閉会 午後3時27分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 鈴木司郎